平成１２年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

目　　次

招集告示 …… 1
会　　期 …… 1
応招議員・不応招議員 …… 2

１２月２２日（金）
○議事日程 …… 3
○出席議員・欠席議員 …… 4
○説明のための出席者 …… 4
○事務局職員出席者 …… 4
○開会及び開議の宣告 …… 5
○議長のあいさつ …… 5
○管理者のあいさつ …… 5
○議事日程の報告 …… 6
○日程第１、会議録署名議員の指名 …… 6
○日程第２、会期の決定 …… 6
○日程第３、諸報告 …… 6
○日程第４、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第11号） …… 7
○日程第５、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第12号） …… 7
○日程第６、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第13号） …… 8
○日程第７、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件（議案第14号） …… １０
○日程第８、一般質問 …… １４
○議長のあいさつ …… ４４
○管理者のあいさつ …… ４４
○閉会の宣告 …… ４５

○　招　集　告　示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第１８号

平成１２年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成１２年１２月１日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者　　伊　利　　仁

記

１　期　　日　　平成１２年１２月２２日

２　場　　所　　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

○会　　期

平成１２年１２月２２日　１日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１４名）

１番	森　田　正　男　君	２番	山　中　基　充　君
３番	田　原　教　善　君	４番	高　橋　信　次　君
５番	山　田　吉　徳　君	６番	長　井　昭　夫　君
７番	塘　永　真理人　君	８番	松　村　和　子　君
９番	井　上　勝　司　君	１０番	西　村　武　次　君
１１番	中　島　常　吉　君	１２番	榊　原　京　子　君
１３番	高　沢　良　夫　君	１４番	藤　原　建　志　君

不応招議員（なし）

平成１２年１２月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会　第１日

○議事日程（第１号）　平成１２年１２月２２日

日程第１、会議録署名議員の指名について
日程第２、会期の決定について
日程第３、諸報告
⑴現金出納検査の結果について（監査報告第４号）
⑵議事説明者について
日程第４、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第１１号）
日程第５、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件（議案第１２号）
日程第６、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第１３号）
日程第７、平成１２年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件（議案第１４号）
日程第８、一般質問

午前１０時開会

出席議員（１４名）

１番	森田正男君	２番	山中基充君
３番	田原教善君	４番	高橋信次君
５番	山田吉徳君	６番	長井昭夫君
７番	塘永真理人君	８番	松村和子君
９番	井上勝司君	１０番	西村武次君
１１番	中島常吉君	１２番	榊原京子君
１３番	高沢良夫君	１４番	藤原建志君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊利仁君	副管理者	品川義雄君
監査委員	菅沼明之君	事務局長	池畑勝一君
事務局次長 兼総務課長	柳沢弘君	事務局次長	山﨑邦治君
事務局次長 兼管理課長	中河渡君	業務課長	浅見邦男君
建設課長	大山正廣君	水処理 センター 所長	金子久夫君

事務局職員出席者

書記	岡安文雄	書記	森田進一
書記	高山淳		

◎開会及び開議の宣告　（午前１０時００分）

○議長（高橋信次君）　おはようございます。現在の出席議員14人、全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成12年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（高橋信次君）　開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成12年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、年末何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか３件の議案が提出されておりますが、いずれも重要議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（高橋信次君）　管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成12年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、年末極めてご多用の中、全員の方のご出席をいただきまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合の発展のため、まことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第３・四半期を終えようとしておりますが、面整備を図り、下水道普及促進を行うための下水道管渠布設工事を初め浅羽大排水等工事も順調に進捗しており、また各種事業につきましてもおおむね順調に進んでおるところでございます。これもひとえに議員各位並びに関係皆様方のご理解とご協力のたまものであり、心からお礼と感謝を申し上げる次第でございます。今後とも下水道普及のため一層努力する所存でありますので、変わらざるご協力をお願い申し上げます。

本日ご提案申し上げる議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件ほか３件でございますが、いずれも本組合運営上重要な議

案でございますので、皆様方には慎重ご審議をいただきまして、適切なるご結論をお出しいただきますよう心からお願い申し上げまして、ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（高橋信次君）　書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山　淳君）　（議事日程朗読）

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（高橋信次君）　ただいまから本日の議事に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

13番　　高　沢　良　夫　議員

14番　　藤　原　建　志　議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（高橋信次君）　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　ご異議なしと認めます。

よって、平成12年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日１日と決定いたしました。

◇

◎諸報告

○議長（高橋信次君）　日程第３、諸報告をいたします。

監査委員から、平成12年８月、９月及び10月分にかかる現金出納検査結果及び平成12年度定期監査の結

果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎議案第１１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君）　日程第４、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第11号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

平成11年12月22日に公布されました中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）が施行されること等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出した次第であります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋信次君）　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君）　日程第５、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

等の一部を改正する条例制定の件（議案第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**管理者（伊利　仁君）**　ただいま議題となっております議案第12号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

既にご高承のとおり、人事院は去る８月15日、国会及び内閣に対して国家公務員の基本給の改定見送り、期末手当及び勤勉手当の年間支給割合を0.2月分引き下げること等の勧告を行ったところであります。これを受けて政府は、引き続き行財政改革を積極的に推進するとともに、総人件費を極力抑制するとの方針のもと、10月６日に勧告どおり改定することを閣議決定し、給与関係改正法が11月14日に国会において可決・成立いたしました。

今回の人事院勧告における期末手当の支給割合の引き下げにつきましては、議会の議員、管理者等の期末手当の取り扱いにつきまして、勧告に準じ実施いたしたく本案を提出した次第であります。

改正内容について申し上げますと、期末手当の年間支給割合を4.75月にしようとするものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**議長（高橋信次君）**　これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○**議長（高橋信次君）**　質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○**議長（高橋信次君）**　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○**議長（高橋信次君）**　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（高橋信次君）**　日程第６、坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件（議案第13号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○**管理者（伊利　仁君）**　ただいま議題となっております議案第13号　坂戸、鶴ヶ島下水道組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきまして提案の理由を申し上げます。

先ほど申し上げました今年の人事院勧告を受け、本組合職員の給与改定の取り扱いにつきましても、本組合を取り巻く厳しい状況等慎重に検討してまいりましたが、職員全体で引き続き経費節減の努力を推進することを前提に、基本的には国に準じて実施することといたしたく本案を提出した次第であります。

改正内容について申し上げますと、扶養手当の引き上げと期末手当及び勤勉手当の支給割合の引き下げ並びに高校卒の初任給の引き下げを行うことといたしました。

なお、実施時期につきましては、扶養手当の引き上げ、期末・勤勉手当の支給割合の引き下げを本年４月１日から、初任給の引き下げを平成13年４月１日から適用しようとするものであります。

また、今年度分の期末・勤勉手当につきましては、３月支給分を調整し、実施することとしております。期末・勤勉手当の改定による削減額は、総額で約410万円、職員１人当たり約７万9,000円と見込んでおります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○**議長（高橋信次君）**　これより質疑に入ります。

８番、松村和子議員。

○**８番（松村和子君）**　８番、松村和子。質疑を行います。

まず、当然実施しているとは思いますが、労働組合との話し合いにつきまして、合意に達するまでどのような話し合いが行われて、また条件などについては出されたのかどうかということについてお尋ねしておきたいと思います。

今社会情勢と管理者の方からも言われましたけれども、私は非常に景気が低迷して厳しいというふうに見ています。しかし、政府の方は、この前も私一般質問で申し上げましたように、景気は上向きにあるのだというようなことを言いながら、一面ではやはりこういう全国的に人事院勧告によって削減ということで、言っていることと実態とが違うということがあると思うのですが、こうした中で職員１人当たり７万9,000円というのは非常に大きな額だなと思ったのです。これに対して、やはり士気にかかわらないかというのが一つと、もう一つは扶養手当を引き上げてあるのですが、これで補てんできる内容になっているのかどうか、相殺的に補てんできるようになるのかどうか。もちろん子供、扶養が少なければ、高齢者といっては失礼ですけれども、60代前後の人はもういないと思うのですが、そういう点も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○**議長（高橋信次君）**　池畑事務局長、答弁。

○**事務局長（池畑勝一君）**　組合との関係でございますけれども、11月から２回の交渉を持ちまして、12月４日の日に妥結をいたしております。

それから、先ほどの条件等の関係でございますけれども、組合、それから労働組合とも要望の中でいろいろと給与の引き上げ関係、中間の職員関係ですけれども、それから給食関係、そういった面の条件等も

要望の中でもって出されておりまして、今後とも給与関係につきましては、引き続き検討の方をしていくというふうなことで、妥結の方をいたしておるところでございます。

なお、扶養関係につきましては、今回の人勧でも1,000円あるいは500円という金額でございまして、時節柄大変厳しい金額なのですけれども、国全体の動向でございますので、やむなくこの額というふうなことでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（高橋信次君）　ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君）　日程第７、平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件（議案第14号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　ただいま議題となっております議案第14号　平成12年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第３号）を定める件について提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ927万円を減額し、歳入歳出予算の総額を45億3,670万円にしようとするものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず歳出といたしまして、議会費につきましては、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正に伴う期末手当の減額補正を行うものであります。

次に、総務費、事業費につきましては、管理者、副管理者、収入役の報酬に関する条例の一部改正、職員の給与に関する条例の一部改正、その他人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものであります。

歳入といたしましては、収支の均衡を図るため、構成市の負担金で調整の措置を講ずるものであります。

何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（高橋信次君）　これより質疑に入ります。

８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村。質疑を行います。

まず最初に、６ページ、８ページ、９ページというところで、今回時間外勤務手当ということが計上されております。特に多いのが処理場の維持管理費の時間外勤務手当、これ当然今回の条例の可決で減額にはなっておりますけれども、314万1,000円ということで計上されております。私が一番ここで質疑をしたい内容は、国の行政改革で人員削減をしていくというような方針が各自治体で行われて、ここの公共下水道事業でも、恐らくそうした事務量あるいは処理場の管理なども増加しているとは思うのです。各地の集合住宅の、例えば星和とか西坂戸などのし尿処理の維持管理というのも移管しまして、徐々にやっていくにもかかわらず、職員数というのは増えていないのではないかというふうに思うのですが、今年度の職員数を見てみますと、12ページで補正前と補正後というのは変わってはいません。しかし、仕事量がふえれば必然的に内容は厳しくなるわけなのですが、そうした面において、これが一部分にしわ寄せされていると大変な長時間勤務で問題になると思うのですが、この点についてはどうなのでしょう。実態はどうなのかということが一つ。

それから、もう一つは、16ページに定年退職及び勧奨退職にかかわる退職手当というので、今回補正予算の中で説明がなされているわけでございます。これに基づいて、実際に何歳ぐらいからどういうことが行われているのかと、本人の希望もあるかもしれませんが、当局としてはどういうふうにやっているのかということで聞いておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

人件費の時間外勤務手当の関係でございますけれども、これにつきましては、先ほど提案理由の中でもちょっと申し上げましたけれども、人事院勧告関係だけでなくて、職員の人事異動等によりまして、その科目ごとに今年から人件費を振り分けたものですから、それぞれの異動があった関係で増減が生じておりまして、その中でも今年度見込みとして現在、これ減額しても、実績に基づきまして時間外に対応できるということで、総体的には当初予算に比べまして職員が１人減っています。そういう関係で、全体を網羅した中でその分を減額していると、総体でしているということで精査した中でのことでございます。

それから、退職手当の関係でございますけれども、これは内容的には坂戸市に準じた月数でございまして、定年の60歳ということで、これを適用させていただいております。

○議長（高橋信次君）　８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村です。再質疑を行います。

まず、最初の問題なのですけれども、ここを見てみますと、12ページには補正前52人、補正後52人ということになっているのですけれども、増減１人、１人ということで確かに出ておりますが、これがいわゆる当初から比べて減っているのだということになるのだと思うのですが、管理者を初めとして今業務量が

減っているという状態ではない中で職員が減るということについては、それだけ仕事がどこかにしわ寄せがいくというふうに私は思うのですが、今回４月で人事的に増員をなさるのかどうか、この点について伺っておきたいと思います。

今回は、残業はほとんど相殺であって、計上していないのだと言われるのですが、でも年間的には残業もやっているのではないかというふうに思うのです。そこをはっきり出しておいてもらって、どのような状態なのか、１人何十時間ぐらいやっているのか、部署によっても違うので、平均ではやらないでもらいたいのです。最高どのぐらいおやりになっているのか、何人ぐらいの方がやっているのかということを出していただきたいというふうに思います。

坂戸市に準じて勧奨退職をやっていると言われました。問題は、58歳で勧奨して、59、60ということで退職を言い渡すような事例が多いわけです。実際には、年金がもらえないわけです。年金がなくて退職なさる方も、例えばちょっと調子が悪いとかというと、有給で休んだりとか、病欠で休むというのも気が引けるということもありまして、恐らく退職に応じるというような例もあるのではないかというふうに思うのですが、そうなりますとその期間、１年、２年というのは何百万、700万から１千何百万、２年たつと2,000万ぐらいの、もしかしたら1,000万、2,000万ぐらい、これオーバーで、1,000万ぐらいの生活費がかかってしまうわけです。その間を年金なしでいくということになりますので、非常にこういう問題は、確かに２％から20％加算ということはありますけれども、これは希望によってやっていますか、それともこういう勧奨ですから、そういう肩たたき的なこともやっているのですか、その点をちょっと伺っておきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　まず、６ページの職員の時間外の方の関係でございますが、内容的には先ほど次長が申し上げたとおりなのですが、そのほかに４月の人事異動によりまして、係長までは時間外がつきますけれども、課長補佐等につきましては時間外がつきません。そういうことで、昇任昇格した職員も何名かおりまして、そういった分の減につきましても、この部分でもってさせていただいております。

それから、次に職員の減の関係でございますけれども、構成市につきましても人員削減というふうなことですが、行革の折なので、約10％を目標に私どもの方も、59名の定数でございますけれども、現行52名ということで、10％につきましても６名なのですが、それを割っておりますけれども、こういうことで行革の折10％減をいたしておりますが、また来年度定年等でもって二、三名やめる予定でございますので、今年度職員募集の方をさせていただきまして、新年度におきまして１名採用の方をさせてもらうように現在進めておりまして、以後も定数を10％割った部分につきましては事業の進展によりまして、処理場等につきましては人員等も多少ふやさなくてはなりませんので、隔年一、二名ずつぐらいは採用の方をいたしまして、今後、増を図っていきたいというふうに考えております。

それから、時間外の方の関係でございますけれども、一般的に事務職の場合には給与額の３％以内、それからそれ以外の忙しいところにつきましては５％以内ということで、手当につきましては採らさせてもらってございまして、その範囲で時間外については、支給の方が現状では十分できておりますので、特段時間外の金額につきましては問題がない状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、16ページのこの退職手当の方の関係で、現在私ども定年が来年度２名ですか、昨年度でもって１名おったわけでございますけれども、組合の方といたしましては、定年まで現役でもってやってもらうというふうな考え方で60歳まで、現在ではそのままの職でやっていただくようにいたしておりまして、実質的な人員の減にならないような戦力でさせていただいております。

このようなことでございますので、よろしくひとつお願いいたします。

○議長（高橋信次君）　８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村。再々質疑を行います。

ただいまご答弁いただきまして、やはり現場での10％削減というのは、非常に厳しいと思うのです。どこでも厳しいのはわかるのですけれども、これによっていろんな職員の方が、亡くなられた方も結構いますし、今までにも。それはいろんな条件もあるでしょうけれども、鶴ヶ島でも非常に残業がふえた部署もありまして、ここの部署ではないというような話なのですが、それでもやっぱり１人、２人、来年１人だとすると、３人退職なさるということになれば、その補充は物すごく、１人だけふやしても、新人、若い子をとるわけですよね、当然当たり前のことだけれども。そうしますと後の穴埋めをするというのについては相当な苦労が必要で、３人の退職で１人ということで、10％削減はちょっと厳しいような気がするのですけれども、職員の方から答弁をいただくわけではなく、これ管理者なので、どのように管理者は今の、現場というのは減らしても補充しなければならないという市民生活にかかわる問題が多いのです。

というのは、今マンションがふえたり、いろんなものがふえると、お金を納める人がなかなか納めないとかというと、それみんな職員の人が回って歩いているのです。そういうことなどでも、今職員の人が現体制で回れなければ、変な話ですけれども、ではそういう在宅を回って歩く人は、また違った形で、また変な話ですけれども、退職なされた方でそういうことで地域に明るい方がある程度１日ぴっちり勤めるのではなくても回って歩くとか、そういう在宅徴収をつくるとかやっていかないと、やっぱり手が回らないのではないかなというふうに思うのです。

操業している終末処理とかいろんなところは、もう絶対に現場は手を抜けないということになりますので、今回の行革は確かにむだを省くということはありますけれども、市民生活にかかわる、あるいはやらなくてはならない仕事、それを削るわけにもいきませんので、そういう点はよく精査をされてやっていただくようにお願いしたいと思いますので、その点ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　来年度２名ですか、退職予定がございまして、これにつきましては、現業部分の方でございます。現在現場の方としましては、管理課の方の職員が実質１名程度足らないかなというふうに考えております。

なお、採用につきましても、２名程度というふうに考えたわけなのですけれども、合格者につきましては実質１名でございましたので、点数が足りませんので、そういうことで現場の方としては１名かなと、あとは総務部門の方でもって、事務量の増加によって１名程度足らないということでございまして、この部分が実質的には手が足らないというふうなことになりますが、これらにつきましては、通常は三、四年でもって人事異動をするのですけれども、ある程度三、四年がたちますと仕事の方もベテランになってきまして、余分にできますので、人員配置等を考慮しまして、こういった部分について対応してまいりたい

というふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（高橋信次君）　ほかにございますか。

２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充です。

基本的なことをお伺いさせていただきたいのですけれども、今回は人事院勧告等による給与の削減、そのある意味浮いた分を、負担金を構成市に返したという、そういった内容だと思うのですけれども、この場合、歳入、返した部分の方に負担金で返すことになったその経緯というか、背景、例えば基金に積み立ててあるとか、いろいろな選択肢があったと思うのですけれども、今回負担金にされたということについてお伺いいたします。

○議長（高橋信次君）　柳沢事務局次長、答弁。

○事務局次長（柳沢　弘君）　お答えいたします。

今回の人事院勧告等に伴う経費でございますけれども、これにつきましては、構成市の負担金と両市の財政の方と協議いたしまして、一応両市の負担金を総務関係でございますので、それぞれの項目から減額させていただいておりまして、最終的には３月補正で、また負担金の調整を最後にさせていただきたいと思っておりますが、当面人事院勧告に要する経費ということで、総務関係の経費として構成市と協議の上で減額させていただきました。

○議長（高橋信次君）　ほかにございますか。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎一般質問

○議長（高橋信次君）　日程第８、一般質問を行います。

通告者は６人であります。順次質問を許します。

７番、塘永真理人議員。

○７番（塘永真理人君）　７番、塘永真理人。一般質問を行います。

我が国に下水道法が制定されたのは、ちょうど100年前、19世紀最後の年、1900年、明治33年ということであります。それから100年、今20世紀最後の年も終わろうとしております。十数年前、建設省が都市計画中央審議会に、今後の下水道整備はいかにあるべきかについて諮問を行い、その答申の中で「下水道は、人間社会から生じる汚水を排除し、処理し、また降雨を市街地から速やかに排除する施設であるが、下水の中には人間社会で十分利用されなかった資源が多く含まれているとともに、処理された再生水は、新しい水源としての利用価値があり、都市内の降雨も貯留するなどにより、その利用価値は高い。今後下水道システムを通じて資源の回収、再利用を図るとともに、下水道施設の省エネルギーを促進する必要がある。下水を排除する技術をさらに発展させ、下水を利用する技術の開発を行い、社会に貢献するシステムをつくり出す必要がある」と、下水道整備の方向性について答申しています。

その20年前、昭和43年４月１日に坂戸、鶴ヶ島下水道組合が創設され、今日国の下水道普及率60％、本組合における普及率52％と言われている中で、2001年度を迎えようとしているわけであります。改めて本組合事業のこれまでを振り返り、当面の課題はもとより、将来的課題についても市民参加の立場から市民に知ってもらい、その総意も生かしていくことは意義のあることと思います。

そこで、最初にお聞きしたいのですが、2000年度下水道工事の見通しと2001年度下水道事業の課題について、そして今日の社会経済状況のもとで、小川信用金庫の経営破綻、事業譲渡の影響などで、本組合事業の工事請負業者にかかわる工事はもとより、その経営の進退、相談などについてどう考えておられるのか質問いたします。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　塘永議員さんの一般質問にお答えいたします。

初めに、平成12年度下水道工事の見通しについてでございますが、幹線工事といたしましては、新田幹線につきましては完了し、脚折第１幹線及び浅羽雨水第１幹線を工事発注済みであります。12月13日現在の進捗状況は、脚折第１幹線につきましては仮設の準備中、浅羽雨水第１幹線につきましては土留工の仮設矢板を設置中でございます。

面整備工事につきましては、坂戸市分が八幡一丁目、二丁目、花影町、日の出町に石井の土地区画整理区域地内で、鶴ヶ島市が上広谷、脚折地内を整備しているところでありますが、約５割が完成し、今後におきまして坂戸市分が仲町、本町、鶴ヶ島分が上広谷の約652メートルを整備する予定でありまして、整備面積につきましては坂戸市分が3.4ヘクタール、鶴ヶ島分が14.9ヘクタール、合計18.3ヘクタールの整備を予定しているところであります。なお、当初計画と比較しまして2.95ヘクタール増の整備予定であります。

また、舗装工事につきましては、計画の約７割が完成しまして、今後３件の発注を見込んでおります。

石井水処理センターの掻き寄機の設備工事でございますが、掻き寄機の設備については完了し、現在電気設備工事を実施いたしているところでございます。これら今年度事業に対する進捗状況でございますが、面整備事業につきましては、坂戸市分3.25ヘクタール、鶴ヶ島分12.98ヘクタール、合計16.23ヘクタール分について約88.7％の発注済み状況にあります。このように現在までのところ、今年度事業につきましては、順調に進捗しているところでございます。

次に、工事請負業者対策でございますけれども、小川信用金庫の事業譲渡に係る当組合に対しましての影響につきましては、歳入面で公共下水道及び地域し尿処理施設使用料金収納事務に係る口座振り替えについて、使用者との相談及び振りかえ手続の変更等が考えられます。使用者の預金者保護面では、現在小川信用金庫に預けられている預金は、預金保険機構により全額保護され、平成13年１月９日を目処に埼玉県信用金庫に引き継がれることになっております。細かい内容につきましては、情報がないのが現状でありますが、預金者に対してのトラブルについてはないように思われます。しかしながら、埼玉県信用金庫に譲渡された段階で支店等が統合されるなどの影響があるため、公共下水道使用者に対し、口座振り替え等の事務手続に迷惑がかからないよう金融機関と円滑な事務運営を図ってまいりたいと考えております。

歳出面では、各企業の債権者への支払い事務に係る口座振り込みにつきまして、平成12年12月現在で約200社の債権者登録があり、電信による会計処理を行っておりまして、これらについて各企業等から変更事務手続を随時受け、または支払い事務について相談を受けながら処理している状況でございます。現状では、市内業者からの相談は一件もなく、個々の企業の経営実態にかかわることでもありまして、組合において影響を把握することは困難でございます。しかしながら、当組合におきまして、小川信用金庫に債権者登録が200社余りございますので、事業者等から融資相談等について要請がありましたならば、構成市の融資制度を初め公的融資制度の活用につきまして、構成市の窓口を紹介するなど説明してまいりたいと考えております。

次に、２の2001年度下水道事業の課題についてお答えいたします。公共下水道事業につきましては、構成市の議員さんを初め受益者皆様のご協力により、面整備等も順調に進んでいるところでございます。平成13年度事業の課題につきまして、現在新年度予算の作成中でございますが、概要を申し上げますと、公共下水道築造工事につきましては、幹線工事としまして片柳幹線、脚折第１幹線、浅羽雨水第１幹線を継続実施してまいりたいと考えております。面整備につきましては、坂戸市分が関間、日の出町の区画整理地内、鶴ヶ島分が上広谷、大字五味ケ谷地内の約24ヘクタールを計画しているところでございます。

また、処理場の維持管理面におきましては、北坂戸水処理センターの４万トンの処理施設中、当初建設しました１万トンの施設も、昭和48年供用開始以来、既に27年が経過しまして、施設の老朽化が進んでおりますので、今年度より改修に向けての調査を行い、来年度はそれに伴う設計等を検討していきたいと考えております。

大谷川の都市下水路につきましては、前年度に引き続き圏央道事業にあわせ、上流に向けて下水路の用地につきまして約2,100平方メートルの購入を計画しているところであります。

また、現在の事業認可は、平成14年度までの期間になっており、新たに平成13年度につきましては、構成市と協議の上、鶴ヶ島駅西側地域の拡大を予定するとともに、期間延伸も含めまして国の承認を得ようと考えております。

また、荒川流域別の下水道総合計画区域の見直しによりまして、坂戸、鶴ヶ島市の単独公共下水道区域におきましても原単位を減少する見直しをすることで、荒川流域別下水道総合計画に合わせるよう、県の指導等がございましたので、認可区域の拡大に当たりまして今後基本計画等を見直す作業も考えております。

以上が平成13年度の下水道事業の課題でありまして、構成市と協議しながら進めてまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（高橋信次君）　７番、塘永真理人議員。

○７番（塘永真理人君）　再質問を行います。

先ほど都市計画中央審議会の建設省への答申の一部を紹介しました。確かにこれからは、下水の持つ潜在エネルギーを最大限有効に利用して社会還元を行っていく、つまり排除から利用への視点が、市民からもこれまで以上に注視、重視されつつあると思います。

そこで、ただいまのご答弁を踏まえながら、本組合事業の内容的なことで若干再質問いたします。１点目は、本組合下水処理場の汚水処理水は、雨が降ると通常の時とどのくらいの差があるのか、浸入防止対策の状況もあわせ、質問いたします。２点目は、工場排水対策はどのように対応されているのか。３点目は、水質検査においてＢＯＤ、ＣＯＤ、アンモニア、燐の測定値の傾向とそれぞれについてどのような見解をお持ちになっているのか。４点目として、下水の持つ潜在エネルギーを最大限有効に利用し、社会還元を行っていく、つまり排除から利用の視点についてどのような検討がなされ、実施されてきたのかお尋ねします。再質問の５点目として、答弁に荒川流域別下水道総合計画区域の見直しに伴う両構成市の単独公共下水道の区域における原単位の見直しという、指導に基づく今後の基本構想の見直しについても触れられたわけですけれども、この見直し案策定の見通し、計画はどのように考えておられるのか再質問させてもらいます。

小川信用金庫、つまりおがしんの経営破綻、事業譲渡を中心におがしんの債権者登録、約200社あることについても前議会について答弁していただきました。このことについて、伊利、品川正副管理者にあっては、両構成市にあっても大変なご心配をしていただいているところかと思いますが、私ども日本共産党も、国会や県議会でもこの問題を取り上げる中で、ご案内のように今年11月10日付でおがしんを破綻金融機関として取り扱うことが金融庁から公表され、それに伴って中小企業信用保険法第２条第３項第７号破綻金融機関関係の適用対象となったわけであります。つまり中小企業金融安定化特別保障制度、いわゆる貸し渋り対応の認定ということであります。

これが対象となる中小企業は、一つは貸し渋りを受けて資金調達に支障を来している中小業者であって、雇用の維持、または増加を図るか、または収益の向上を図る建設的努力の具体的な計画を有するもの、二つには取り扱い金融機関の破綻によって金融取引に支障を来している中小企業者ということであります。つまりこの部分におがしんが該当することになったわけであります。これが手続あるいは県としておがしんの取引先企業を対象として、この年末における相談窓口を、ご案内のように12月23、24、29日の３日間、埼玉県西部労働商工センターで開設するなどのことが進められております。

坂戸市にあっても、この第７号認定に期待して何社かの相談も来ているところであります。坂戸市も、急遽対処していただいておりますけれども、周辺自治体の中には、市内商工業者の経営環境に少なくない影響が出ているということで、この第７号認定についての照会を市内商工業者に案内しております。そして、この第７号認定については、当初来年３月いっぱいで打ち切る予定でしたが、破綻した金融機関と取引している企業については、さらに１年間継続して認定を受けることができることになったわけであります。

再質問の最後にお聞きしておきますが、本組合としても相談者が来たらということでなく、関係業者に第７号認定の徹底など早急に案内し、積極的に相談に乗っていくべきだと思いますが、その姿勢について再質問しておきます。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　お答えいたします。

まず初めに、雨天時の流入の関係でございますけれども、平成11年度におきましては、年間1,400ミリの降雨量がありまして、北坂戸水処理センターにつきましては、晴天時に比べまして約20％の増でございました。石井につきましては、約14％の増となっております。このような不明水位の対策といたしまして、北坂戸地域につきましては人孔蓋あるいは管渠の雨水等の流入を防ぐために浸入防水工事等を毎年行ってきてまいりまして、ある程度ここでは、北坂戸地域につきましては浸入対策工事が終了いたしております。

次に、工場排水対策でございますけれども、下水道法と坂戸、鶴ヶ島下水道組合の条例がございますので、これらに基づきまして排水基準に不適合の場合は除害施設を設置させたり、基準を遵守するように強く指導の方を行っております。また、立入検査を実施しまして、水質検査を行い、工場排水の監視もいたしておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、放流水質の関係でございますが、平成11年度の平均値を申し上げますと、北坂戸の水処理センターにつきましては、ＢＯＤですが、基準値が25ppmに対しまして放流水が5.8ppm、ＣＯＤにつきましては基準がございませんけれども、9.5ppm、アンモニアにつきましては、アンモニア自体の基準はございませんけれども、窒素の総量としまして、基準値が120ppmに対しまして放流水が11.1ppm、燐につきましては基準値16ppmに対しまして放流水が1.2ppmとなっております。石井につきましては、基準値につきましては同様でございますが、ＢＯＤが1.9ppm、ＣＯＤが6.2ppm、窒素が12ppm、燐が1.2ppmと、両センターとも排水基準以下となっております。

次に、下水道のシステムの関係でございますけれども、下水道の持ちます資源やエネルギーとして考えられるものにつきましては、処理場や近隣地域への雑用水の処理水の再利用、汚泥の農緑地利用、建設資材への利用、消化ガスによる発電、ヒートポンプを利用しての地域冷暖房などが一般的にはございます。現在水処理センターでは、処理水をポンプ類のシール水として、それからトイレの水洗などに再利用をいたしております。汚泥は、セメントの一部原料として利用されております。

次に、埼玉県荒川流域別下水道整備総合計画についてお答えします。埼玉県荒川流域別の下水道整備総合計画は、荒川右岸、荒川左岸南部、荒川左岸北部、中川、利根川、荒川上流、市野川、それから単独公共下水道という流域に分かれているものであります。流域別の下水道整備総合計画は、環境基本法の第16条に基づきます水質環境基準の類型指定がなされている水域について、下水道法の第２条の２に基づきまして作成される当該水域に係る下水道整備に関する総合的な基本計画でありまして、河川、湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために必要な下水道整備を最も効果的に実施するため、当該流域における個別の下水道計画の上位計画として策定することを目的としております。

当組合としましては、単独公共下水道区域としまして、これらの総合計画を上位計画として、この計画にあわせながら計画を進めているところでありまして、この総合計画の見直しの経過でございますけれども、当初計画は昭和49年から始まりまして、53年、60年、平成３年の過去３回の見直しがございました。

今回の見直しにつきましての計画策定期間は、平成10年度から11年度の２カ年間を予定しておりまして、今後におきましては埼玉県が建設大臣に申請して承認を得る手続中でございます。

最後に、小川信用金庫の方の関係で、両市との連携の関係でございますけれども、事業者等から相談等がございましたら、当組合に関係することにつきまして、例えば下水道使用料金等の取り扱いにつきましては、組合の窓口等で指導してまいりたいと考えております。また、構成市に関することにつきましては、両市と連絡を取り合いながら指導してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君）　７番、塘永真理人議員。

○７番（塘永真理人君）　再質問で雨天時の流入量について答弁していただきました。さらに、お聞きしたいのですが、私はこれからは、下水道組合としても新設と既設を問わず、公共施設や工場、商店、アパートといった民間や個人でも貯留水槽とか、ためおき水槽をつくっていくこと、あるいは雨水を地面に浸透させる調整池を計画的に設置していくといったことを、改めて両構成市とも連携を図り、具体的に指導し、呼びかけていく必要があるのではないかと思いますが、この点の現状認識と将来的ご所見をお聞きいたします。

また、水質検査の状況を答弁していただきました。放流水が、ＢＯＤ、ＣＯＤ、アンモニア、燐といった検査で定期的に基準値以内にあることは喜ばしいことですが、言うまでもなくＢＯＤは好気性バクテリアが汚れを分解するとき、どれくらいの酸素を使うかということで、ＣＯＤは酸化剤で水中の物質を分解するとき、どれくらいの酸化剤が必要かという量を酸素に換算していると思うわけです。ですから、家庭排水の汚れはＢＯＤで、工場排水の汚れはＣＯＤで計られるのがいいと言われているゆえんかと思います。

今日日常的に化学物質があふれるように入り込んできている暮らしの中には、次第に工場排水の中身に近い排水が出てきていると考えてもいいのではないか。工場排水が家庭排水の2.5倍以上多く入っている下水処理場を調べたときのデータでは、下水の水質はＢＯＤでは366ppmだったのに、ＣＯＤは935ppmであった。したがって、ＢＯＤだけ計ったり、ＢＯＤだけを問題にしていたのでは、検出されない汚れを見過ごしてしまうことになるとも言われる方もあるわけです。このようにＢＯＤとＣＯＤに大きな違いがあるということは、ある人が言うように、洗濯一つをとってみても、石鹸ではなくて合成洗剤を使っているというふうに、社会全体がどれだけ化学物質に囲まれて生きているかを表していることになると思います。また、今日の処理場では、ＢＯＤは90％以上浄化することができるが、ＣＯＤについては、浄化能力が80％台から60％台とばらつきがあると言われて、ここに各物質汚染の厄介さがあるのだと思います。

そこで、さらにお聞きしておきたいのですが、こういったことからＣＯＤのこれまでの推移についてよく見ていくことが必要であり、少なくともＣＯＤについてもＢＯＤと同等に注意して見ていく必要があると思うわけです。

そこで、質問ですが、このＣＯＤの測定値も行政報告書に掲載していくことはできないか、また特に人間の排せつ物に含まれるアンモニア性窒素や燐についても見過ごすことはできないと思います。アンモニアの多い水には、病原菌も多く含まれていると言われますし、下水道処理場では窒素が３分の１、燐が３分の２くらい除去されるにすぎないと聞いておりますので、アンモニアや燐の測定状況についても行政報告書に掲載していくようにできないかお尋ねいたします。

荒川流総計画の見直しに伴う本組合基本構想の見直しの見通しについて再質問しましたが、さらにお聞きしておきますが、この流総計画は水系全体の中で各地域の下水処理を位置づけていこうというわけですから、その理念を否定するつもりはありませんけれども、しかし住民や自治体の意思が反映されなかったり、中身がブラックボックスになるようでは問題だと思うわけです。この点のことについてはどう考えておられるのか、さらに質問しておきます。

私が2001年度を迎えるに当たって、大きくはこの流総計画の見直しに伴う本組合基本構想の見直しを初め今議会で質問した事項や、これまで我が党の議員が取り上げてきた兼業の禁止のさらなる徹底、公平公正で地元業者を大事にした入札あるいはしゅんせつの徹底、ユスリカ対策などのことを市民要求にかかわる、欠かせない課題としていかなければならないと思っているところですが、最後にもう一点質問して終わります。

国と地方の借金の残高が666兆円、国民１人当たり530万円、全世界の発展途上国が抱える債務残高の３倍近い世界一の借金国にしようとする2001年度の予算、大蔵原案が示されるといった状況のもとで、今後下水道事業の進捗に当たっても、また先ほど答弁をいただいた下水道システム、つまり資源回収、再利用を進めるに当たっても市民参加を貫くということ、下水道の執行部側からのＰＲだけでなく、市民参加のもとに市民の総意を生かしていく、そのためにこれまでの取り組みにこだわらず、排除から利用といった立場からのシンポジウムを2001年度に、両構成市とも連携しながら開催していくなどといったことについてご見解を、両構成市長さんもおられますので、お尋ねして質問を終わります。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　初めに、雨天時の流入の方の関係でございます。先ほど申し上げましたように、それぞれ15％から20％程度雨水の方が入っておりまして、私どもの方もこういった不明の流入水の対策といたしましては、管とかあるいはますの方から、浸入水につきまして劣化した部分等から入ってくるわけですし、それ以外にも新築住宅なんかの場合に、汚水管の方へ雨水等を接続してしまう例もございます。これに対しまして、処理場の維持管理面では非常に苦労するわけでございますが、これ以外にも今後は維持管理上、経年しますと管自体の劣化というふうなことも、将来的にはあり得るわけでございまして、現在こういった対策につきましては、テレビカメラ等を入れまして、調査をしながらそういった浸入箇所の防止に努めてございますので、今後ともこれらの対策につきましても十分にやってまいりたいというふうに考えております。

次に、ＣＯＤの行政報告書への掲載の関係でございます。いろいろと今後は情報公開の時代でございますので、基本的にはこういったＣＯＤ、あるいは数値はございませんけれども、アンモニア水とかこういったものを行政報告書の方につきましては、掲載の方をやっていくようにいたします。

それから、流総計画の関係でございますが、今回流総計画で１人当たりの排出量も基準がちょっと下がってくる内容となっておりまして、この辺が今後私どもの方の基本計画を作成する中で数値が減少すると思います。そうした場合に、当然処理場の容量とか、あるいは今後の処理区域の計画的にも変わってまいります。そういったことで、現計画につきましては、17年度までにはなっておりますけれども、こういった流総計画が変わることによりまして、今後拡大地域の事業認可に当たりましては、これらの計画が下がった数値でもってやっていかなくてはならないというふうに考えておりまして、今後基本計画も近いうち

には変更を考えておりまして、こういう中ではっきりした数字を市民の方に公開の方ができますように、この基本計画にあわせまして検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、最後の市民参加の方の関係でございます。現在私どもの方も情報公開につきまして、今年、来年度というふうに新年度の予算関係でも多少備品類等につきまして出してもらってありますので、今後この下水道につきましてもできるだけ公開をしながら、あるいは理解を得ながら進めていくのが今後の下水道整備でございます。大体ここへ来まして、下水道の方も残りが、計画決定した部分から約300ヘクタールぐらいの残になっておりますけれども、今後は幹線の延伸とかということにつきましても、地域の住民の方の理解がないとできませんので、できるだけそのような方向でやってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（高橋信次君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午前１１時０５分

再開　午前１１時１５分

○議長（高橋信次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充です。議長より発言の許可をいただきましたので、ただいまから私の一般質問を行わせていただきます。私の一般質問は、「バランスシートで財政状況の公開を」と題させて一般質問をさせていただきます。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合の事業自体は、多くの構成市民から注目されるものの、その財政状況などほとんどブラックボックスの中にあるようで、実際には市民には理解されず、伝わっていないのが現状であると思います。下水道事業は、巨大なコストはかかりますが、それに見合う使用料等は取れず、採算割れが著しいという現状の中、環境衛生などの下水道の役割を考えると、不採算が直ちに問題だとは言えない。また、世代間での負担の分担という観点から、いわゆる債務超過の状況が必ずしも政策的に問題とは言えないことは理解するところでありますけれども、市民総参加、市民の理解を得ながらの運営ということで、受益と負担を明らかにするバランスシート、または企業会計等を導入することで、客観的なコストの算出等をして、真に下水道事業への市民の理解を得られるべきだと考え、以下の質問をいたします。

まず、１として、現在の下水道料金の算出根拠をお示しください。

２として、平成11年３月31日現在の当組合の借金残高、将来支出が見込まれる債務負担行為の額、平成11年度の現職員全員が定年で退職するとしての退職手当の概算等をお伺いいたします。

次に、３番目として、当組合の土地や建物、構築物などの資産価値を計上することは可能でしょうか。現金、預金、基金、また未収入金などの流動資産についてはいかがでしょうか。

４として、石井終末処理場の耐用年数はどう設定されておりますか、北坂戸はどうでしょうか、鶴ヶ丘

ポンプ場はどうでしょうか。下水の本管は、施工後どれくらいもつと設定されておりますか。

５として、地方公営企業法には、下水道事業にもバランスシートによる決算制度を用意していて、自治省も同法の適用を推奨していると伺っております。当組合としてバランスシートの採用をどのように考えているかお伺いいたします。

以上で私の一度目の質問を終わります。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　山中議員さんの一般質問、バランスシートで財政状況の公開につきまして、順次お答え申し上げます。

初めに、現在の下水道料金の算出根拠でございますが、下水道料金の徴収につきましては、昭和48年９月より使用者から徴収を開始し、料金改定につきましては、昭和56年12月、59年12月、平成８年12月の３回にわたり改定を行ってまいりました。公共下水道使用料の算出根拠といたしましては、原則としまして、第１次から第５次下水道財政研究委員会の提言、36年と60年でございましたけれども、これに基づきまして、算出をいたしておりますが、基本原則は雨水に係る経費は資本費、維持管理費ともに公費負担といたしております。汚水に係る経費は、資本費の一部で、交付税相当分は除きますが、並びに処理場、ポンプ場、環境維持管理費について下水の規制に関する事務、水洗便所に係る改善命令等に関する事務、不明水の処理に要する経費に係る経費を除いて使用料対象経費としまして、受益者よりこの施設の使用に係る使用料として算出しております。平成８年の改定につきましては、２年間の算定期間で公共下水道維持管理費の約７割を賄う使用料体系といたしております。

次に、２の平成11年３月31日現在の借入金残高につきましては183億1,700万円でございます。将来支出が見込まれます債務負担行為の金額でございますけれども、単年度で申し上げますと、平成15年度が公債費返還のピークとなりまして、年間で16億2,000万円程度の返済となる予定でございます。

次に、退職手当の概算ということでございますが、平成11年度におきます職員全員が定年で退職した場合に、約13億650万円ぐらいが必要と思われます。なお、退職金につきましては、市町村の職員に対する退職手当に関する事務を共同処理するために埼玉県市町村職員退職手当組合が設立されて、その事務を行っているところでありまして、退職手当組合に各市町村から負担金を納入して運営しているわけですが、負担金につきましては、一般負担金としまして各個人の給与月額に1,000分の95の率を乗じた額を毎月納め、また特別負担金として退職後の次の年に退職手当組合の請求により、納入したものでございます。

次に、３の当組合の土地や建物、構築物などの資産価値の計上、そして現金、預金、基金、あるいは未収金などの流動資産についてどうかということでございますけれども、現在のところ本組合の事業は公共事業でありまして、特に浸水防除の目的で設置管理している都市下水路事業と公共下水道事業として処理場、ポンプ場、管渠等の各施設に係る土地あるいは建物につきましては、現在のところ資産価値を計上していない状況でございます。また、流動資産についても同様でございますが、こういった状況でございますけれども、将来におきましては、下水道事業者として地方公営企業法の適用を受けまして、公営企業会計を導入して、資産価値、流動資産の計上をしていかなければならないというふうに考えております。

次に、４の石井、北坂戸終末処理場及び鶴ヶ丘ポンプ場、下水の本管の耐用年数はどう設定されているかということでございますが、石井水処理センターは、平成６年11月に供用開始以来、約６年が経過して

おります。水処理センター建設に際しまして、国庫補助対象事業としまして、国の補助金をいただきました関係上、耐用年数につきましては、大蔵省令による減価償却資産の耐用年数等に関する大蔵省令がございますけれども、これらに基づきまして取り扱うよう国等から指導を受けております。下水道の施設につきましては、建設省が定めている標準的耐用年数により、土木建築のコンクリートの駆体は50年ですか、それから機械・電気設備につきましては、10年から20年というふうになっております。北坂戸水処理センターと鶴ヶ丘のポンプ場につきましても、石井と同様と考えられます。また、下水道の本管につきましても、一般的には50年ということで管渠、塩ビ管、マンホール等についてもなっております。今後も適正な維持管理を行っていきたいというふうに考えております。

次に、５のバランスシート採用の考え方でございますが、地方公共団体がバランスシートを作成することによって、税金の投入等により整備された資産の構成や将来返済しなければならない負債と正味財産の比較など、財産状況の把握が可能となります。一方、地方公共団体における財務会計処理は、その特殊性から企業会計手法をそのまま転用しても的確な情報として活用することが難しい点もございます。しかしながら、本組合は下水道事業として公営企業法の適用を受け、独立採算を基本に企業会計の法適用を進めなければならないと考えております。公営企業法の適用により、現金主義を採用し、他年度における資金の流れをわかりやすく、企業会計では発生主義による複式簿記を採用し、バランスシートによって企業の財政状態を損益計算書によって経営成績を確認できると認識しており、バランスシートは各会計年度末における資産と負債、債務負担行為の状況等を表示するものであり、各会計年度における財政の運営状況を明らかにするためには、企業会計の損益計算書に当たる資料の整備が必要となります。多様化する市民ニーズに応えていくには、財政の健全化が重要な問題であり、バランスシートの採用はもちろん企業会計を導入する基本原則をもとに、今後研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君）　２番、山中基充議員。

○２番（山中基充君）　２番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

ただいまの答弁に地方公営企業法にも示されていますとおり、企業会計の導入は必要であり、導入しなくてはならないものというような答弁をいただきました。今回私がバランスシートに限って質問をいたしましたのは、もともと複式簿記によって企業会計をやっていれば、新たにバランスシート、今の単年度収支の歳入歳出決算をもとに、また改めて資産を、この場でも質問をさせていただきましたけれども、資産を計上したり、減価償却を計上したりというのを改めてしなくても、一回それが成り立ってしまえば、自然にその決算ごとに作成されるものですので、まず企業会計をその一歩進んだ、さらに本格的に企業会計の導入に取り組まれる必要が下水道組合としても認識されている点に関しては、私の質問としてはその答弁が実はいただきたかったというのが本旨でございまして、了とするところでございます。

そうしますと、ではいつから導入するようになるのかということをお伺いしたくはなるのですけれども、今回各市町村にもバランスシート等の導入に対して資産を計上するためにフォーマット等がきまして、決算統計等を足していくと、一応帳簿上では資産が計上されるような形になってまいります。しかし、今回当組合で今導入についてその必要性もお認めになり、それに対して取りかかっていくというようなご答弁でしたけれども、実際に帳簿として複式簿記を使った企業会計による運営をされるとなりましたら、そう

いった簡単なものではなくて、土地開発調査室の調査等を受けた、いわゆる時価をしっかりと算定していかなくてはいけないと。そうしますとこういった机とか、庁舎の一つ一つの備品等もその対象になったり、またそういった一つ一つの工事も精査していかなくてはいけないということで、かなりの実際的な困難が伴う、やる気はあっても実際移るとなるとなかなか大変だというのは理解するところございます。

特にそういったことに対して自治省の方から、平成11年度からそういった経費に対しては、半分交付税の特別額の対象となっているということからもわかりますように、国としてもそういったものを推し進めていってもらいたいという現状があると思いますので、これからこの動きに対しては深く注目させていただいて、地方財政法にも下水道は公営企業として、公共企業として運営すべきと、地方公営企業法にもそういったものが載っていますので、本格的な取り組みをいち早く、できるだけ早急に取りかかっていただきますように要望させていただいて、私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋信次君）　次に、３番、田原教善議員。

○３番（田原教善君）　３番、田原教善です。通告に従いまして、一般質問を行います。質問事項は、入札方式についてと談合防止対策についてであります。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者の伊利坂戸市長並びに副管理者の品川鶴ヶ島市長を初めとしまして、組合執行部の幹部と職員の皆様方は、坂戸市と鶴ヶ島市の下水道の普及率を伸ばすため、また下水道事業全般の運営の維持管理のために、日夜懸命に努力を続けておられることに対しまして感謝を申し上げ、敬意を申し上げます。

私の質問と同じような質問は、今までに何度行われたかわかりませんが、昨今近隣自治体において入札や談合にかかわる事件は相変わらず後を絶っておりません。私は、最近の財政事情をかんがみ、本組合が坂戸市民、そして鶴ヶ島市民のために経常支出を抑えながら、下水道を一メートルでも長く、一円でも安く、そして一日も早く延ばしていくために質問いたします。素朴で簡単な質問ですので、簡潔明快なご答弁をお願いいたします。

質問の第１、下水道組合の現行の入札方式はベストであるとお考えですか、それとも改善する必要があると思いますか。

２番目が談合防止の対策としてどのように対応されていますか。

以上が第１回目の質問でございます。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　田原議員さんの一般質問にお答えいたします。

最初に、入札方式はベストかということでございますが、最近の入札談合等の不正行為をめぐる対応につきましては、埼玉県や川越市においては談合情報に対処するため、制裁措置の強化や抽選入札方式の採用など、新たな入札契約制度の試みが報道されているところであります。本組合では、入札契約制度への公平性、競争性、透明性の向上を図る目的で、条件付一般競争入札の導入や入札会場の一般公開、設計金額の事前公表などの改革を構成市である坂戸市に準じて積極的に取り組んできているところであります。

ご質問の本組合の現在の入札方式の件でございますが、現在は指名競争入札と条件付一般競争入札の２本立てで行っており、公平性や競争性の確保という観点からは適正なものと考えております。今後は、必要に応じて新たな方策も、構成市等の状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、談合防止の対策と対応でございますけれども、申すまでもなく入札談合や威力等による入札妨害は、入札制度の根幹を揺るがす行為であります。当組合では、このような違法行為の防止策として、坂戸、鶴ヶ島下水道組合建設工事等暴力団排除措置要綱及び談合情報対応マニュアルに基づきまして、警察等の関係機関との連携をとり、適正に対処しているところであります。今後におきましても啓発活動を積極的に行い、対処してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君）　３番、田原教善議員。

○３番（田原教善君）　３番、田原です。再質問を行いたいと思います。

四つあります。一つは、指名委員のメンバーの一部を半年ぐらいで交代していくことを考えたことがありますか。今後考えることはありますか、それとも他の方法が考えられますか。これに関連しまして、20日付で「公共下水道の着工について」というご案内をいただいているのですが、着工６件のうち、たまたまこの工事を落札した請負業者は、鶴ヶ島の業者の方は一名も入っていないと、一社も入っていないということで、これはどうなのだろうなという質問がちょっとささやかれているようなので、これもあわせてお願いいたします。

それから、２番目が入札の事前に最低制限価格を提示することを提案しますけれども、これについてはどのようにお考えでしょうか。

３番目、入札参加者の資格、資質の審査を下水道組合独自の方法で抜き打ちチェック等をやっていますか。

それから、最後に四つ目の質問は、工事完了時に検査をしていると思いますが、どのように工事成績の評価を行っていますか、次の入札の資格審査に応用するようにしていると思いますけれども、そのようにやっていますか。

一般質問は以上でございます。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　お答えいたします。

初めに、指名委員のメンバーの件でございますけれども、指名委員の任命につきましては、指名業者の選定等を公正かつ迅速に行うため、広範囲にわたる業務に必要な知識と豊富な経験を有している職員の中から任命しているものでありまして、組合といたしましては、少数の職員において行っているものでありますので、交代等は現在のところは考えておりませんが、今後におきましては、構成市等の状況を見ながら検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、12月20日付で議員さんの方へご案内の方をいたしました、お知らせの方をいたしましたが、工事の方の関係でございます。この件につきましては、６本の工事ということで、公共下水道の築造工事が３本、それから中央幹線の工事、それから舗装復旧が２本あった訳でございまして、鶴ヶ島の業者の方がこの中には入っておりませんけれども、それぞれの工事の中で、指名につきましては鶴ヶ島の業者の方、それぞれ２社程度ずつは入っておりまして、この通知の方には入ってはおりませんけれども、結果として通知にあったこの業者の方が落札しておりまして、これには鶴ヶ島の業者の方は入っていないというものでございます。しかしながら、私どもの方では、指名についてはやってございますので、落札まではちょ

っとこちらの方といたしましても申し上げられませんので、よろしくお願いいたします。

次に、最低制限価格の事前公表の関係でございますけれども、行っている団体もございますが、当組合では、入札契約手続の透明性を確保する観点から、入札予定業者の公表を初め平成10年度から設計金額の事前公表を試行しているところでございますけれども、最低制限価格の事前公表については行っておりません。今後におきましては、来年度から、４月から施行されます公共工事の入札契約適正化促進法等に合わせまして、構成市あるいは他団体の動向を見ながら、適正な運用を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、入札参加者の資格のチェックの関係でございますが、組合の建設工事請負等の指名参加願の受領につきましては、入札参加者の資格等に関する規程に基づきまして審査受付している状況でございます。また、抜き打ちチェック等については、現在のところ行っておりませんけれども、今後構成市等の状況を見ながら、内容等につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

最後に、工事成績の評価の関係でございますが、工事の内容につきまして工期内に完成したか、出来ばえはどうだったか、出来高の品質あるいは書類の整理状況等各項目ごとに評定基準に従いまして、点数を入れて評価しているところでございます。この工事成績につきましては、次の指名業者選定基準の際に、指名委員会に反映いたしておるところでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　３番、田原教善議員。

○３番（田原教善君）　３番、田原です。丁寧なご説明ありがとうございました。

先ほど鶴ヶ島の指名の中には、業者は入っていたけれども、たまたま応札できなかったということで理解をいたしました。

要望といたしまして、万全の体制をとっていても談合は絶対になくなるということは言い切れないと思いますし、また丸投げ工事も未然に防ぐ必要もあると思います。今後ともより一層の公正、そして競争性のある透明さを持った入札制度を、業務を引き続きやっていただきたいと思います。

そういうことを要望いたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋信次君）　次に、11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君）　11番、中島常吉でございます。私は、都市下水路と当組合の運営管理に関する問題について質問をさせていただきます。

私は、今から約30年前に当坂戸、鶴ヶ島下水道組合発足以前の準備段階で事務局としてかかわった者でございますが、当組合の発足する前に検討された事項については、坂戸、鶴ヶ島地域は陸続きであり、表裏一体の地域であるために、この自然流下を基本とする下水道については一体化して進めなければならない。もう一点は、下水道の方式については合流式ではいろいろ問題が多いので、分流式を基本と考えなければならない。そういうことを基本として、終末処理場の位置については、市街化区域が広いので、数カ所設けるべきである。つまり坂戸地区に１カ所、そして鶴ヶ島地区の若葉地区に１カ所設けるべきであるという議論がされました。２カ所設けることは、両町とも同時に公共下水道が布設でき、大きなそういう意味で協調の関係のメリットがあるということでもあります。１カ所にしますと、途中の管渠の距離が長く、経費が相当かかるというデメリットもありました。しかしながら、準備の段階で当時北坂戸の区画整

理の準備が進められておりまして、公団の下水道を先行するということもありまして、終末処理場の建設に実現可能な北坂戸区域をもって、とりあえず終末処理場を建設するということで発足したのを思い出すのであります。

その後、組合も発足し、30年間、相当大きな都市下水路及び公共下水道も進んできたわけでありますが、今までのご努力に大きく敬意を表し、評価する次第でございます。そのうちで中心となるべき都市下水路、雨水の排除の関係でございますが、中心的に飯盛川及び大谷川が都市下水路の幹線水路として相当進捗しているという現況でございますが、骨格をなす都市下水路の雨水排除の現在の進捗状況及び今後の計画について、まず第１点にお伺いする次第でございます。

２点目に、西部地区の排水計画であります。ご存じのとおり、西部地区の浅羽あるいは鶴ヶ島上新田、中新田、町屋等につきまして、昭和63年に浅羽大排水ということで幹線排水計画が決定されまして3,403メートルということであります。とりわけ長い間台風あるいは集中豪雨の際は、浅羽地区におきましては床下浸水がたびたびありまして、問題が多かったのであります。浅羽地区につきましては、昨年のあの集中豪雨につきましても鶴ヶ島地区の計画も進み、幸いあれだけの、50年ぶりの集中豪雨でありましたけれども、大きな問題はなかったのであります。上の町屋地区におきましては、上新田の上でありますけれども、きちんとした水路がないためにたびたび床下浸水等もありまして、まだ問題が残っております。

現在の浅羽大排水路につきましては、今日の状況は約３分の１が終了しているということでありますが、質問の第２点であります。浅羽上７区、８区及び上流の下新田、中新田、上新田の雨水排水の幹線の進捗状況、経過とその現状と将来についてお伺いいたします。

３番目であります。管理運営の中で、現在二つの処理場の委託契約につきましては、水処理センターの運転操作につきまして業務委託をしております。石井水処理センターにおきましては、平成12年度におきましては１億9,026万円ということで委託契約をしております。また、北坂戸におきましても、同年度１億6,758万円ということで業務委託をしている状況であります。この運営管理につきましては、大変な業務でありますけれども、この委託業務につきまして入札及び契約に関する手続はどのように行っているのかお伺いする次第でございます。

最後に、設計業務委託の件であります。公共下水道及び都市下水路の基本計画といたしまして、基本計画に基づきまして、これを実施するに当たりましては、実施年度ごとに測量及び実施設計の設計業務委託を行っております。現状とすれば、この契約と検査はどのように実施し、また入札、その他についてもどのような手続をし、実施しているのか、その点をまず最初にお伺いします。

以上でございます。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　中島議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

初めに、都市下水路の全体計画の進捗と今後の計画についてでありますが、都市下水路の進捗状況につきましては、飯盛川都市下水路につきましては、計画決定延長及び事業認可延長7,125メートルに対して平成11年度末の整備延長は6,835メートルでありまして、残り290メートルとなっております。整備率にいたしまして95.9％でございます。なお、事業認可期間は、平成14年３月31日までとなっておりますので、新たに平成13年度におきましては５年間の期間延伸を考えております。

次に、大谷川都市下水路につきましては、契約決定延長9,931メートルのうち、事業認可延長が9,237メートルでございまして、平成11年度末の整備延長は6,775メートルとなり、残りが約2,400メートルでありまして、整備率につきましては73.3％でございます。今後の大谷川都市下水路事業といたしましては、本線部分を築造中でございますけれども、圏央道事業との整合箇所が1,150メートルございますので、建設省大宮国土工事事務所に用地確保と工事委託についてお願いし、進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、西部地区の計画についてでありますが、浅羽大排水路につきましては、昭和63年度に事業認可を得まして、地元水利組合より移管を受けまして、平成３年４月から下水道組合が維持管理等を行って、現在に至っております。平成７年度より水路の改修に着手しまして、総延長3,403メートルのうち、平成11年度末現在の施行延長は1,240メートル終了しまして、残りは2,023メートルであります。なお、今年度も引き続き浅羽の小学校西側付近を上流に向けまして約140メートル延伸してまいります。

また、計画につきましては、一部既設水路計画を平成11年度に法手続により、ルートを変更いたしました。理由といたしましては、現況水路敷を改修する計画としておりましたが、水路両側に家屋等密集しておりまして、加えて全体に曲がり等も多く、工事の施工も困難なため、別のルートに変更したところでございます。今後におきましては、新たに変更した部分についても地元水利組合より現在坂戸市へ移管要望がなされ、下水道組合への水路の移管及び管理について要望が出ております。早ければ平成13年４月には移管され、維持管理を受ける予定となっております。平成13年度以降の整備につきましては、構成市と協議を重ね、できるだけ早く鶴ヶ島市の一本松、新田、両区域まで延伸させていきたいというふうに考えております。

次に、委託契約と執行のあり方でございます。運営委託等の契約と検査についてでございますが、水処理センターの運営委託としましては、運転管理委託と法的資格あるいは専門的技術を必要とする業務委託があります。例えて申しますと、法的な資格につきましては、消防用設備、高圧受変電設備等があり、専門技術としては焼却炉、コンピューター機器等があります。水処理センターの運転管理委託の契約方法について申し上げますと、業者につきましては、建設省で定めました下水道処理施設維持管理業者登録規程に基づきまして登録された業者のうち、当組合に指名参加願が提出されている業者を指名委員会にて選定を行い、入札に準じた競争見積もりの方法で執行し、見積額が当組合の予定額の範囲内で最低価格で見積もった業者と契約する形をとっております。

検査につきましては、日常作業及び運転管理記録等の日報並びに作業報告書及び運転管理報告書の月報によって確認いたしております。また、運転管理委託の内容について申し上げますと、機器の運転操作、保守点検整備及び小修理等が主な内容となっておりまして、使用する薬剤等の消耗品は含まれておりませんので、ご理解願いたいと思います。

次に、設計委託等の契約と検査についてでありますが、設計委託等の契約につきましては、起工設計が完了した後に指名委員会にて業者の選定を行い、入札等の日時を決定し、指名業者に通知し、現場説明会並びに指名競争入札を執行しているところでございます。後に落札業者と入札心得書に基づきまして契約を締結いたしております。

また、設計委託等の検査でありますが、委託契約約款に基づきまして、業務完了報告書を受理したその

日から10日以内に委託仕様書等に基づき提出された成果品について検査を行っているところであります。検査の内容でありますが、書類につきましては、成果品の設計計算書、材料計算書、設計図の検査を行っているところであります。また、設計の基礎となる土工計画、勾配の検討、最終汚水ます設置申請書、工法検討、構造計算、埋設物調査、公図等については、下水道管渠設計積算チェックリストに基づきまして検査を行っているところでございます。現地につきましては、設計に基づきます延長、人孔位置、地盤高さの確認を行っているところでありますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１時００分

○議長（高橋信次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君）　それぞれありがとうございました。２回目の質問をさせていただきます。

最初に、都市下水路の関係でございますけれども、全般的に相当事業が進んでいると。とりわけ飯盛につきましては95％、そして大谷川につきましては75％ということで、長い間の努力によって相当進捗しているということであります。なお一層これに向かい、この上流の域に入っているわけでありますけれども、ご努力いただきたいというふうに考える次第でございます。

第２点目の西部地区の排水の問題であります。現在浅羽の大排水につきまして進めていて、残りが2,042メートルということであります。ぜひこれの促進を図っていただきたいというふうに思います。特に今回の契約につきまして、現在の工事地点の上流でありますけれども、浅羽の８区の関係で、以前から計画されていたルートをさらに７区の方まで上流に変更して、非常にカーブが、クランクが多かったわけでありますけれども、それをカーブ状態にして計画の変更をしたということについては評価する次第でございます。そういうルートの変更によって、なお一層促進を図っていただきたいと願うものであります。

同時に、その上流のことであります。この上流につきましては、鶴ヶ島市下新田、そしてさらには中新田、上新田区域に行くわけであります。幹線排水路の計画になっております。そして、中新田、上新田一部におきましては、現在新田地区の区画整理事業が進み、さらに一本松区画整理事業も進められているということであります。とりわけ新田地区の区画整理につきましては、中に鶴ヶ島日高線の幹線道路もありまして、それに沿って雨水排除の計画等もあり、さらにいわゆる鉄砲道添いには旧来の雨水排水管が布設されているということであります。

私は、なおこの地区のそのような排除計画がそれぞれ組み合わせによって進められていることは、本当にこの地域の雨水排除に大きな効果が出るということで評価する次第でありますが、なおこの事業の進め方とあわせまして、さらには将来に向けて新田地区の西側、つまり上流地帯の町屋の一部であります。一

部は町屋地区、一部は森戸地区に排水されるわけでありますけれども、西半分につきましては、上新田の南地区に沿って現在の鶴ヶ島日高線に沿って水が流れるという状態であります。したがいまして、将来に向けてその辺の排水計画についても、内容、地形上のことも十分考えて計画を進めていただきたいと思いますけれども、今の計画決定変更されました区域の上流の幹線大排水計画についての今後の見通しについてお伺いする次第でございます。

３点目に、業務委託契約の問題であります。先ほどのご答弁ですと、処理施設につきましては、建設省の下水道処理施設維持管理業務登録規程による登録業者を選定し、競争入札によって行うという内容をご返事いただきました。適正なる取り扱いをされていると思いますけれども、そこで二、三お伺いいたします。一つには、この委託契約につきましては金額が極めて大きいということでありますので、これらについてはむしろ議会の議決も必要ではないかというふうに思われますけれども、この辺についてのお考えはどうでしょうか。

第２点、この業務委託につきまして予定価格を決めるわけでありますけれども、この業務委託の費用算定に当たっては、水処理、汚物処理、汚泥処理、焼却処理、運転操作等が内容としてあります。これらについては、金額が非常に大きいものですから、毎年内容の十分な見直しをする必要があるのではなかろうか、このように思います。予定価格以前の問題として、それらの作業は現在までどのように行っていたのか、その状況についてご回答をいただきたいと思います。

次に、この委託契約につきましての今日までの実績から考えまして、この委託契約の金額の項目の内容でありますけれども、性質別にどのようになっているのか、３点目にお伺いいたします。

最後に、保守点検につきましては、日報等で行っているということであります。この点は、きちっと正確に適正に行われることを要望します。

本件につきましては、再質問を３点とさせていただきます。

最後に、設計委託料の問題であります。設計委託料につきましては、公共下水道の管渠設計ということで、平成11年におきましても同じような行政報告で10本ほど外注されております。特に同規模の内容につきましては、昨年は4,651万円管渠設計を委託しております。そして、この内容につきましては、まず測量と管渠設計に分かれておりまして、測量については基準測量、路線測量、用地測量、そして管渠設計につきましては管渠設計の詳細設計、そして設計協議、成果品の作成、このようなものが内容であります。

私は、管渠設計につきましては、長い間の歴史で相当取り扱っているということから考えますと、まず測量につきましては現場で基準測量を出す、高さを出すと、これはもう欠かせないことであります。路線測量につきましては、各市町村に道路台帳がありまして、詳細にそれらがありますから、それを生かせばいいのではないかと。それから、用地測量につきましては、その場所によって多少は異なりますが、そうボリュームはないのではないかと。管渠設計につきましては、毎年管渠設計の詳細設計につきましては前例が相当ございますから、それらの設計書を利用すれば、相当効率的に単価も安く見積もることが可能ではなかろうかと。設計協議につきましては、部分によっては多いと思いますが、場所によりましては極めて業務が少ないということであります。

成果品の作成につきましては、今日は図画につきましても機械によって相当できるということから考えますと、この設計委託料につきましては見直して、相当現場測量がこれは欠かすことができませんけれど

も、ほかの関係につきましては参考図書を大いに利用して、前例の管渠設計の詳細等も全部渡すということによって設計料が低廉に省略といいますか、低額に抑えることが可能ではなかろうかと、このように考えますが、その点についてお伺いする次第でございます。

以上です。

○**議長（高橋信次君）**　池畑事務局長、答弁。

○**事務局長（池畑勝一君）**　初めに、今回鶴ヶ島西部地域の内水排水関係の問題でございますが、新田土地区画整理の関係につきましては、今回の浅羽雨水第１幹線との関係でもって、整合性を図りながら進めてまいってきたところでございますけれども、そこから西側地域でございますが、日高の方から町屋の方を通じまして西大家の道路のところに来るわけなのですが、私の方も地元で、内容的には十分承知をしているところでございますけれども、今回のこういった部分につきましては、浅羽大排水との関係につきましては勾配的な関係で、特に打ち合わせあるいは協議等について行っておりません。ただ、坂戸市の方へ流入されるというふうな区域でございますので、今後機会を見ながらこれらの排水問題につきましては調整してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、議会の契約に付すべきではないかというふうな関係でございますが、運転委託がこれらなのですが、地方自治法の第96条に議会の議決事件について定めてあります。その中の第１項第５号におきまして、契約の種類及び金額について政令で定める基準に従い、条例で定めることになっております。その基準は、地方自治法施行令の第121条の２にありまして、当組合もその政令の基準に従いまして、条例におきまして議会の議決に付すべき契約に財産の取得または処分に関する条例が制定されております。その条例の第２条におきまして、議会に付すべき契約としましては、予定価格が１億5,000万円以上の工事または製造の請負とするというふうになっております。今回の運転管理業務委託につきましては、金額的に１億5,000万円以上でありますが、工事ではなく、また物を製造するものでもなく、単に機械の運転を行ったり、点検管理をするだけでありまして、議会の議決事件には該当しないものと考えております。

次に、水処理センターの運転管理業務委託の積算をする際に見直し等を行っているかということでございますが、水処理センターの運転管理業務委託の積算につきましては、内容のほとんどが人件費でありまして、労働基準法の人件費の最低賃金あるいは建設省で参考として出しております下水道施設維持管理積算要領等を比較参考にして、各センターの仕事内容を勘案し、積算しております。基本的には、最少の経費で最大の効果を得るよう常に見直しを行いながら積算を行っております。

次に、石井水処理センターの委託の内容でございますが、主に人件費、消耗品費、諸経費というふうなことになってございますけれども、あとは消費税でございますが、主な人件費が保守点検、運転操作、場内環境整備等でございまして、このうち81％を占めてございます。消耗品費につきましては、約３％でございます。諸経費が11％でございまして、あとは消費税が５％と、このような内容でございます。

次に、設計委託の関係でございますけれども、公共下水道関係の設計委託業務、設計書の積算に当たりましては、埼玉県の積算基準書に基づきまして積算しているところでありますが、積算に当たりましては、現況平面図につきましては構成市に完備されております道路台帳を転写し、補足測量のみで平面図を作成するなどして設計価格の削減を図っておりますし、今後におきましても設計に当たりましては、発注者から提供ができるものは提供をし、また削減できるものは削減し、最少の経費で最大の効果が上がるよう検

討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○**議長（高橋信次君）**　11番、中島常吉議員。

○**11番（中島常吉君）**　浅羽の大排水幹線の関係でございますが、なお鶴ヶ島地区にこのルートが、工事が上がってくるわけであります。そして、新田区画整理区域、一本松区画整理区域に及ぶわけでありますが、さらに上流でここに影響のある区域の関係につきましては、今後地元の要望等も聞きながら考えていきたいということでありますので、計画に当たっては十分ご配慮をお願いいたします。

２点目の業務委託の関係でありますけれども、議会の議決の関係につきましては、工事請負ということが原則となっているために、これは必要ないということでありますので、了解いたした次第であります。

２点目の予定価格を定める前に、業務委託料の見直し等についてはどうかということで触れたわけでありますが、それぞれ詳細に数字を積み上げて積算しているということであります。そして、委託契約の性質別項目につきましては、人件費81％、消耗品費３％、諸経費11％という性質別経費とご答弁をいただきました。

○**議長（高橋信次君）**　中島議員、申しわけないのですが、答弁のことを繰り返さないでやっていただきたいのですが、質問は簡潔にお願いいたします。

○**11番（中島常吉君）**　それで、この点について再々質問をさせていただきたいと思うのでありますけれども、この見直しについて特に触れなかったようでありますけれども、そんなニュアンスも承りました。これは、実際の今日の議題にもありますけれども、人件費ということであれば、この石井と北坂戸の水処理場につきまして毎年契約額が増加しているということであります。そして、今日の議会でも期末・勤勉手当等についての変更についても触れてありました。したがって、この人件費が多いという現状の中で、今年も増加していることを考えますと、人件費の積算についてなお見直す考えはないか、その点を１点だけお伺いいたします。

最後に、設計につきましては、今後削減方について努力するということでありますので、了解しました。

最後に１点だけ。

○**議長（高橋信次君）**　池畑事務局長、答弁。

○**事務局長（池畑勝一君）**　人件費の方の関係でございますが、今年度埼玉県の賃金というか労務単価につきましては、各工事の業種ごとに人件費も単価も下がっております。したがいまして、新年度につきましては、それら下がった単価を見直しまして計算をし、今後の委託の中へそれらをまとめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○**議長（高橋信次君）**　次に、12番、榊原京子議員。

○**12番（榊原京子君）**　12番、榊原京子です。通告に従い、一般質問を行います。

国の財政改革では、大幅な公共事業の見直しが叫ばれ、少しずつその動きが明らかになりつつありますが、しかし来年度の予算配分が決まっていく中で、財政改革はどこへやら、市民の不安をよそに、さらに国債の発行で公共事業の拡大に突き進んでいるのが現状です。地方においても、財政改革は緊急を要する課題であり、当下水道組合においても事業債は年間予算の４倍に達しております。長引く不況と少子化で

税の増収は期待できない状況にあり、下水道事業の進展と健全経営を図るためには、下水道の建設資金の調達方法の考え方を見直していく必要があると考えます。

先ごろの新聞報道によれば、「自治省は今年９月、全国の自治体に対し、下水道事業が地方財政を圧迫している実態をファックスで知らせた。下水道を始めるのはとても簡単、でもその後が大変だということに気がつかないといけない。担当者は警鐘を鳴らす」と報道されておりました。問題点は、重い償還、難しい使用料徴収、長い工事期間と指摘されておりました。

坂戸、鶴ヶ島下水道組合の12年度末の整備計画面積は1,798ヘクタール、事業認可面積は1,373ヘクタール、12年度末完了見込みは1,047ヘクタール、76.3％の進捗率とのことです。計画では、残り約326ヘクタールは13、14年度に実施されるわけですが、事業の進み具合と事業費の変化はどのようになっているでしょうか。

そこで、下水道の布設された地域での本管に接続している場合、下水使用料を払っている割合、下水使用料で施設の維持管理費が賄えているのかどうか。

また、下水道事業の進展と健全経営を念頭に何年先までを計画の実現可能な建設資金、捻出可能なときと考えておられるのか、公共下水道の今後と財政負担について、３点についてお伺いいたします。

○**議長（高橋信次君）**　池畑事務局長、答弁。

○**事務局長（池畑勝一君）**　榊原議員さんの一般質問にお答えいたします。１回目につきまして、ご質問の要旨の内容でお答えをさせていただきます。

初めに、下水道の建設資金の調達方法の考え方について、見直しの余地はないかという内容でございますけれども、本組合の事業債残高は、現在年間予算の約4.4倍となっております。構成市との協議により、構成市の財源である税等の収入が減少している中、年間の下水道組合に負担できる財源を確保することはまことに困難になってきております。しかしながら、浸水防除を目的とした都市下水路事業の建設、設置後の維持管理につきまして、水質汚濁による人体への影響度が高いため、整備を進めていかなければなりません。

また、公共下水道事業の建設、設置後の維持管理、そして両施設の耐用年数後の改築に係る建設費は、恒久的に資金調達をしていかなければならないものであります。建設資金の調達方法の考え方あるいは見直しの余地がないかということでありますが、今日まで資金調達は、建設省におきまして下水道事業の国庫補助制度、起債制度について、県及び日本下水道協会を通じまして国庫補助金の増額、補助対象の範囲の拡大等の要望に基づきまして補助率、起債の充当率等が引き上げられてきております。

国庫補助率の経緯を申し上げますと、公共下水道では、昭和62年度以前の管渠につきましては10分の６が63年からは10分の５、処理場関係につきましては３分の２が10分の5.5に、都市下水路事業につきましては10分の４で変わってございません。また、起債の充当率の経緯としましては、公共下水道の充当率が処理場関係あるいは管渠関係でもって85％の充当率、単独事業部分につきましては95％でございます。都市下水路の関係につきましては、平成５年度以前が30％のものが６年度以降からは50％、こういったように国の補助金の拡大と起債の充当率も引き上げられてきております。

また、第５次下水道財政研究委員会の提言では、国庫補助制度として下水道施設は地方公共団体が固有の事務として整理するものであるが、国は国家的見地から地方公共団体の下水道整備等を推進する責務を

有するとされておりまして、国はその責務に対応した国庫補助を行うべきものと言われております。このことから、下水道事業債制度としまして、下水道の建設は一般的に短期間に集中的な投資を要し、また下水道はその効果が長期にわたるもので、建設事業費の地方負担の財源については、地方債を充当することにより世代間の負担の公平を図ることが適当とされております。

さらに、汚水処理に関しましては、集中的な投資と事業効果はもちろん、下水道事業は公営企業として位置づけられており、汚水処理に係る建設事業に充当した地方債の元利償還金は公営企業として収入で賄うことができるので、地方債を建設財源とすることは、適債性の観点から問題ないというふうにされております。

また、受益者負担金制度について、都市計画事業にかかります都市計画法の規定に基づきまして、事業の実施により著しく利益を受けるものに対して、その受ける利益の限度におきまして事業費の一部を負担させる制度でありますが、下水道事業におきましては過去からこの受益者負担金制度が採用されており、下水道の整備財源のうち、国庫補助金以外の部分は適正な受益者負担金制度を徴収することを前提として財政制度が組み立てられております。その他各種事業に合わせました関係者からの構成市負担金、公団負担金等で建設費を賄っております。

現時点での考え方といたしましては、以上申し上げましたが、国の制度に基づいた調達でありますので、独自で見直しをできる部分は起債の自己財源の部分であるため、今後とも建設費を賄うべき財源確保について下水道の普及促進を図り、自主財源である使用料、対象経費の適正な回収を計画的に進め、国の制度を効率的に運用してまいりたいというふうに考えております。

次に、何年先までを計画の実現可能な建設費捻出可能なときと考えているかということでございますけれども、本組合の公共下水道事業は、昭和48年に供用開始し、昭和51年より既成市街地の整備を図ってまいりましたが、北坂戸水処理センターの増設反対を受けまして、処理場のそれ以上の増設を断念した経緯がございます。その結果、昭和62年に構成市と協議の上、下水道の計画年次は施設の耐用年数、建設期間が長期にわたること、また管渠施設の場合、水量の増加に合わせて段階的に能力を増大させることが困難であるため、できるだけ長期な予測を立てて決定しているところであります。

これらのことによりまして、昭和63年に公共下水道基本計画の見直しを行い、石井水処理センターを新設し、二つの処理場で2,085ヘクタールの処理計画区域を整備することとし、現時点の計画では平成17年度までに市街化区域全域を整備する計画で進めてきておりますが、本年３月末で整備区域面積が1,029ヘクタールとなり、計画の約半分となっておりまして、今のところ計画の実現可能な年月につきましては、整備地区の熟度等によって状況も変わってまいりますので、申し上げられないところでございますが、今後策定する基本計画の見直しの中で予測してまいりたいというふうに考えております。

次に、地方財政が行き詰まらない道をだれが模索していくのか、まただれが真剣に考えていく問題かとのご質問でございますけれども、人間の生活あるいは生産活動に伴って生ずる汚水が速やかに排除されず、住宅周辺に滞留すると、悪臭や蚊、ハエの発生源となり、伝染病の発生の可能性も増大することになります。下水道の整備は、汚水は速やかに排除され、周辺環境の向上のため、市民からの要望が非常に多いわけでございます。鶴ヶ島市では、平成12年３月１日の広報掲載では、生活基盤整備に対する市民要望は道路、下水道の整備がトップであります。坂戸市では、平成２年策定の総合振興計画で、都市基盤の整備と

して下水道は市民が衛生的で文化的な生活を営み、あわせて公共用水域の水質保全に資するため、欠くことのできない基本的施設であるとして位置づけられ、下水道整備基本計画に基づき総合的に整備するといたしておりまして、市民からの要望を重視した下水道整備を進めております。

これらの市民要望に基づきまして、下水道施設を整備するには、巨額の費用が必要となっております。先ほども申し上げましたが、国におきましては、地方公共団体がその固有の事務として整備するものであるが、国家的見地から地方公共団体の下水道整備等に推進する責務を有するとされておりまして、国がその責務に対応した国庫補助を行うべきものと言われております。今日まで国庫補助率の引き上げ、対象範囲の拡大、起債の充当率の引き上げ、良質資金の確保、借り入れ期間の延長等これらにより改善がなされてまいりました。今後も引き続き改善されるよう国等へ機会あるごとに要望してまいりたいと思います。

特に下水道事業は、将来に向けて長期的視野に立ち、計画的に進められるもので、全国的に厳しい財政状況の中、財源確保に各自治体とも苦慮している時期にありまして、市民要望に沿って進めていかなければならない生活環境の基盤整備でございますので、事業と起債のバランスをとりながら、行政が計画的、効率的に事業が進展するよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君）　今のご答弁の中では、費用については国の補助制度が充実していくということで、これからもしっかりやっていってくださるというふうに受け取りました。公共下水道は、地方の責任で行うということですけれども、やはり先ほどのご答弁の中にもありましたが、市民要望のトップというのは、下水道事業だというふうに新聞にも書いてあります。しかし、新聞に書いてある、市民はお金が見えないから、やっぱりきれいがいい、なるべく自分が手を汚さない方がいいというのが、市民の今までの考え方だと思います。しかし、下水道を整備するのに、これだけの面積でこれだけお金がかかるのですよという事業費と下水道の整備をセットで市民に公開したならば、市民はきっと考えると思います。

その新聞がつい先日、12月17日のこの「合併浄化槽を選んで我が町の借金削減」というニュースにもありました。私は、合併浄化槽がいいとか下水道がいいとか、そういうふうに言っているのではありません。ただ、基盤整備をするのに市民と一緒に考えていかないと、財政負担を借金だけに頼ってしまうということが問題だと考えております。

社会基盤の整備は、高額な費用を必要とし、長期にわたって使用することから、次世代の人にも応分の負担を求めるとしています。しかし、この考え方は、市民になかなか合意をされていないような気がします。それから、特に次の税金を払っていただく若い世代の人たちには余り浸透していないかと思います。このまま進むと、事業債は増加の一途をたどるのではないかと危惧するものです。

自治省が９月に全国の自治体に送ったというファックスを当組合はどのように検討されたでしょうか。12月17日の新聞報道は、まさに市民にもっと目をあけてよく見なさいという警告だと思います。下水道事業が一部事務組合として独立しており、まさに縦割り行政の典型となっていることは承知しておりますが、しかし事業を進めれば進めるほど借金がふえる現在のやり方を見直し、厚生省の進める特定地域生活排水処理事業を検討してもよいのではないかと考えます。

下水道も合併浄化槽の設置も、衛生的な市民の暮らしを進めるものであって、地域格差が出てきたとい

う市民の声は、もっと深刻に受けとめるべきです。お金がないからとか、時間がかかるのは当たり前と考えずに、財政状況も含め、下水道事業の状況を市民に知らせ、市民とともに今後のあり方を考える場を設けるべきだと思います。市民は、国の借金、県の借金、市の借金、さらに一部事務組合の借金もと考えると、働く意欲もなくなってしまうのではないでしょうか。財政の見直しは、他人ごとではありません。公共事業は必要な事業と考えますが、税金の効率的な使い方はもっともっと研究されるべきです。

そこで、２回目の質問として、自治省が９月に全国の自治体に送ったファックスを当組合はどのように検討されたでしょうか。事業計画とその進捗状況及び財政状況などの情報を市民に公開し、下水道事業の未来について市民とともに考える場を設けるべきだと思いますが、お考えをお聞きいたします。

この２点を再質問させていただきます。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　ただいま公共下水道関係で将来にわたりましての借金関係のことでございますが、一般的に公共下水道につきましては、市街化区域内につきましては公共下水道、それから調整区域の集落が固まっているところについては集落排水事業、それ以外の点在しているところについては合併浄化というふうに建設省の方でも言われております。それぞれそれらを選択するのは、各公共団体でどういうものを選んでいったらよいかというふうなことでございまして、先ほどお話がありました特定地域の関係でございますけれども、基本はその三つで、従来は厚生省と建設省で公共下水道以外は別でしたのですけれども、最終的には、公共下水道につきましては建設省の方の関係の所管で、それ以外の衛生的な部分につきましては厚生省というふうなことになっておりまして、今後そういった新しい特定地域との関係につきましては、私ども坂戸と鶴ヶ島市が現在の市街地の状態を見まして、基本的には県からもこの地域につきましては住宅が密集しているということで、公共下水道が適当ではないかというふうなことで言われておりまして、これらの選択につきましては、今後調整区域等につきましては市民の皆様方のご意見を聞きながら、どういうふうにするか検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、起債の金額が非常に多いというふうなことでございますけれども、11年３月末現在では181億ということでございますが、県内のこの人口の類似のところを申し上げますが、私どもの方の人口が15万5,000でございます、うちの方は。狭山市が16万2,000の人口ですか、これが現在83.5％の普及率でございまして、起債の額が178億でございます。それから、隣の東松山市については43.2％でございますけれども、93億、それぞれ単独でございます。それから、入間市につきましては、人口が14万6,000ですが、77.6％の普及率で150億、それから新座市でございますが、14万9,000人でございますけれども、92.2％で272億でございます。なお、後進のところでは三郷市がございまして、38.8％の普及率で人口が13万1,000でございますが、200億でございます。

これらを見た場合に、先進市の川越市等につきましては既にもう何十年もやっておりますから、起債額そのものは250億程度でございますが、工事単価が安い時期に、これについてはやって、改修費が今後は出てくるのではないかと。それから、後進のこの三郷市につきましては13万1,000の人口で、38％でも200億あると。こういった金額でございまして、単価が非常に高くなってからやってきているということでございますが、これらを見ました場合に、私どもは２市で共同処理ということで、管工事関係につきましては変えませんけれども、処理場を２市でもってやっている関係で180億の、人口15万5,000としまして、普及

率も半分から上がってきていますので、こうした場合に非常に安くできているのではないかというふうな気がしまして、共同処理しているメリットとしては、非常に処理場関係についてはあるのではないかというふうな考え方を持ったところでございます。

今後も起債等につきましては、できるだけ現状では２％ぐらいで起債の方をやっていますし、残りにつきましても1,300ヘクタールのうち1,100で、あと300ぐらいでございますが、非常に起債等も安い時期でございますので、この機会が一番いい機会と思いますので、今後とも十分検討しながら進めてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君）　12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君）　後からやるところでは費用がだんだん高くなっていくという現実が今示されたと思います。それで、もちろんそのことについて、もっともっと市民の意見が入れられるべきだというふうに考えております。先ほどの塘永議員さんの質問に対するご答弁の中にもありましたけれども、これから計画決定をしていくところには、しっかりと市民参加をして市民の意見を聞いていくということでした。ぜひそのことをしっかりやっていただきたいと思っています。

これは要望です。ありがとうございました。

○議長（高橋信次君）　次に、８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

経済企画庁は12月４日、新たな推進基準（933ＮＡ）による2000年７月から９月期の国民所得統計速報を発表しました。それによりますと、国民総生産（ＧＮＰ）は、物価変動を除いた実質で前期（４月から６月）に比べ0.2％増、３期連続のプラス成長になったと言っています。しかし、中身は政府が進めるＩＴ（情報技術）を中心とする民間企業の設備投資が7.8％と上場企業の収益が伸びたためであり、真の景気回復のかぎである個人消費は依然として停滞し、失業は10月に4.7％と相変わらず企業リストラが続いています。国民は、非常に不安定な雇用状況にあります。公共下水道接続や下水道料金の支払いへの影響はかなりあると思われます。来年１月の中央省庁再編に向け、自公保連立内閣（第２次森内閣）が発足、支持率は25％、現在は10％台ですけれども、スタートとなりました。

予算編成に向け、来年度一般会計84兆円となる見通しです。特に公共事業は重点配分するようですが、下水道事業に対しても一定の配分というふうに私たちは読んでおります。しかし、昨今、今回は６名の一般質問の中で、やはり今後の下水道事業への過大な投資ということが非常に心配されているというふうに思います。一地域では、鳥取だと思いましたが、係争事件にも及んでいるということもまた事実でございます。

このような状況の中で、一つ目として、公共下水道の来年度見通しと今後について、これはもう既に答弁もありますが、一応通告に従って質問いたします。公共下水道の普及状況と接続について、来年度の見通しと対策について。二つ目には、下水道事業における来年度の借り入れ予定と現在までの借り入れ、これ債務負担行為も含めて統計と返済、これ１日当たりの利息も含めまして返済見通しということについて伺っておきたいと思います。三つ目には、西坂戸方面への公共下水道の導入の見通しについて。四つ目に

は、埼玉医科大学日高キャンパス建設ゲノム医学研究センターの排水について、当組合への何らかの打診があったかどうかということで伺っておきたいと思います。

二つ目には、市長、議員など政治倫理条例についてお伺いいたします。その（１）、11月16日、広域静苑組合の研修時に、飲酒当て逃げ事件、これは鶴ヶ島、越生町で一連の事件を起こしたわけですが、この広域行政における行政視察のあり方について、現在市民の厳しい指摘がされています。当下水道組合における視察研修の状況について伺っておきたいと思います。二つ目には、入札に対し、当組合議員はもとより、坂戸、鶴ヶ島市の議員の関連する会社の入札参加状況について伺っておきたいと思います。三つ目には、今後こうした不祥事や、これは決して既述問題だけではありません。入札問題あるいはモラルの問題も含めた政治倫理条例の制定について伺っておきたいと思います。

三つ目には、石井水処理センター工事に関する官制談合です。この問題は、もうずっと事件が起きる前から非常におかしいということで指摘してあります問題です。その（１）として、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況と、組合として損害賠償を求めるということについてどういうふうにお考えかということです。

これが第１回目の私の質問です。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　公共下水道の来年度見通しと今後につきまして、一般質問にお答え申し上げます。

初めに、公共下水道の普及状況と接続関係でございますが、整備面積で申し上げますと、認可面積1372.6ヘクタールに対して平成12年度末で1046.86ヘクタール、率にしまして76.3％となる見通しでございます。また、人口に対する普及率で申し上げますと、平成12年度末で53％となる見通しです。さらに、来年度の見通しとのことでございますが、現在予算編成中でございますが、約24ヘクタール程度の整備を予定させていただき、年度末では1071.23ヘクタール、率にしまして79.4％程度になるものと考えております。

次に、接続状況でございますが、処理区域内の水洗化状況で申し上げますと、平成12年の11月末現在で１万6,555件で、水洗化率は85.7％です。平成12年度末では１万6,900件、13年度末を想定しますと１万8,100件が接続されると見込んでおります。なお、水洗化率につきましては、毎年新たに処理区域がふえておりますので、100％にはなりませんが、水洗化普及促進対策として毎年相談所を開設して促進を図ると同時に、戸別訪問及び指定工事店を通じてのＰＲに努めてまいりたいと考えております。

次に、（２）についてお答え申し上げます。来年度の借り入れ予定でございますが、現在坂戸、鶴ヶ島市と新年度予算の作成に向けて協議中でございますので、額は確定いたしておりませんが、事業量のベースからしまして今年度並みになるものと考えております。また、現在までの組合債が残っております減債高は183億8,061万8,000円となっております。返済の見通しでございますが、減債高に係る元金利子を含めまして、財源確保としては構成両市へ交付税措置として元利金の50％が交付税に算入され、構成市へ財政状況に応じて交付されておりまして、現時点の使用者から使用料による受益者負担等これらを充てるものでございます。このことから返済財源につきましては、構成市から全額負担として組合で収入を賄っております。今後におきましても、継続的に施設を新設し、改築していかなければならないことから、事業

量の多少によって起債高の変動もありますが、起債を借り受ける場合、返済の財政面を考慮して、借り入れ条件が30年償還で５年据え置きと非常に長い償還計画となっておりますので、今後も後年度の負担が過大にならないよう構成市と協議しながら、事業量適債の計画をしてまいりたいと考えております。利子の関係でございますけれども、今年度の見込みでございますが、227万4,249円ということでございます。

次に、（３）の西坂戸方面への公共下水道の導入見通しについてでありますが、現在西坂戸団地につきましては、平成２年度に地域し尿処理施設として移管され、下水道組合で維持管理いたしております。地域し尿処理施設も、現在では経年により老朽化している状況でございますが、中央幹線が西坂戸まで延伸する計画になっております。平成10年度までに一本松の区画整理の通称鉄砲道まで延伸してまいりましたが、一本松区画整理地内の家屋移転等に時間を要するため、一本松駅東通り線の計画道路に幹線が施行できない状況にありますが、引き続き担当窓口と協議を詰めて延伸するよう考えております。

次に、埼玉医科大学日高キャンパスの建設、ゲノム医学研究センターの排水の打診についてでありますが、下水道組合には、関係する機関より建設等に係る排水等の打診はございません。

次に、２の市長、議員等政治倫理についてで、当組合の視察研修の状況ということでありますが、今年度も視察研修が実施されましたが、昼食時の飲酒につきましては行っておりません。また、夕食時の懇親会等につきましては、希望者により会費は個人負担で行っている状況であります。

次に、（２）の入札への参加状況でございますが、平成10年度につきましては、現状では下水道組合の議員としては設計関係及び土木関係等への参加はございません。平成11年度におきましては、設計関係で３回、土木関係で８回の入札参加がございましたが、落札につきましてはいたしておりません。

次に、政治倫理条例の制定でございますけれども、この関係につきましては、以前にも議会で何回かお答えしたところでありますが、倫理条例のうち、長の資産公開条例につきましては、全国的に制定されているところでございます。このうち、議員と長の倫理条例を制定されているところは、全国で十数団体あると伺っております。埼玉県内では、騎西町、大宮市で制定されております。政治倫理条例につきましては、現在のところは構成団体等の対応を見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況について、組合として損害賠償を求めることについてお答えします。初めに、公判の状況でございますが、９月定例会以降、11月６日に25回目の公判が浦和地裁で行われました。組合としましても、今までどおり公判の内容について職員に傍聴させておりますが、新たな進展につきましてはありませんでした。

次に、組合として損害賠償を求めることにつきましては、平成８年１月11日に鶴ヶ島の住民より住民監査請求があり、当時の監査委員さんにより平成８年３月11日に棄却の判断がなされております。また、現在損害賠償について、地方自治法第242条の２の住民訴訟により、住民が組合にかわって代理請求訴訟をいたしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋信次君）　暫時休憩をいたします。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時０７分

○**議長（高橋信次君）**　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

８番、松村和子議員。

○**８番（松村和子君）**　再質問を行います。

ただいまご答弁をいただきましたが、公共下水道の問題については、やはりこの不況の中で、先ほど来質問がありますように、今転換の時期に来ているということを私どもも感じているわけです。接続率が85.7％で、悪いとは思っておりません。しかし、新築した家がまだ本下水を引いていないと、先ほど来話がありますように合併浄化槽を単独で、補助なしでもつくっている家が現在は結構多いわけなのです。そういう人がもう一回何十万もかけてつくったのを、また本下水が入ったから接続するということがなかなかできないという家庭もありますし、またお金がなくてできないといういろんな状況があると思います。そういった状況については、調査はなされているのでしょうか。そういう点について、今後そういう問題もあわせて下水道の普及ということについて転換していく必要があるということで、私は後の質問をしているわけなのです。

その真ん中に入る問題としては、下水道事業のそれに関連する183億8,600万近い借り入れということで、うちの鶴ヶ島市でも一般会計以上の借り入れ、180億以上の、230億から、来年になりますともっとになるような借り入れをやっています。坂戸市も同じようにやっていると思うのです。そういう借金財政が膨らんで、国もひどく借金財政ですから、今や物すごい問題が今後起きてくるのではないかということを私どもも心配しているのです。返済についても、答弁がありませんでしたけれども、元利50％は交付税で来るのだというふうな話はありましたけれども、返済についても非常に次から次へ、今後西坂戸も地域下水道が古くなる、あるいは北坂戸も耐用年数に到達して、今や建てかえ時期に来てしまうという深刻な状況の中で、これ以上の新たな拡大をやるということが難しくなるのではないかと、こういう財政状況から見た今後の下水道計画というのを、両市の管理者がきちっと見据えていかないと大変なことになると思うので、この点についての展望あるご答弁をいただきたいと思います。

それに関連しまして、やはり西坂戸なのですけれども、あそこまで公共下水道の計画はあるわけです。でも、それを引いていくとなると非常に距離が長く、しかも引き込むご家庭というのが、本管は伸びていても少ないと、ほとんど周りが日高の農地であり、片方は高麗川ということですから、ほとんど引き込むところがないところに引いていくということになりますと、これまた多大な本管負担が出てしまうので、こうしたところへの下水道の対策はまた考えなければいけないのではないかというふうに思うのです。だから、今後の計画ですぐには転換するわけでは、やるわけではありませんけれども、そういうことも今後の検討課題としてよくやっていかないと大変だなと思いますので、この点も先ほど来住民の人によく理解してもらってということのお話も、塘永議員、榊原議員を初めとして出ておりますので、やっていただきたいと思います。

これと関連いたしまして埼玉医科大学も、これは両市で一般質問が幾つも出ていますので、ご存じなの

で詳しくは出しませんけれども、やっぱり高麗川2,300立米もの水を３次処理するとは言え、排水を流すということは、やっぱり両市にとって非常に、市民にとっては本当に問題だと思うのです。私はこの問題で、新田区画整理に都市ガスが来るのですけれども、その都市ガスを埼玉医科大学建設部が引きたいのだというような説明会をしたそうなのです。それを聞いた市民の人が、「いや、鶴ヶ島にそういうものを、ガスを引くときに下水の話もあるんじゃないんですか」と言われたのですけれども、どうもないなと思いましたが、この問題を質問しておかないと、あわせてどういう打診が来ているかということ等も含めてお伺いしたいのですけれども、何も話は来ていないということなので、この辺の点では、私どもは両市で引き受けるのではなくて、やっぱり毛呂山ないし日高の方につくるのですから、そちらできちっと処理するように、もしも話が来たらきちっとやってもらいたいなという気持ちで一般質問をしておりますので、やってくれということではないので、誤解なさらないように対応をお願いしたいのです。

一番問題は、高麗川にそのまま第３次処理で流されるのは困るということですけれども、これはこの下水道組合でやる問題ではありませんので、それは控えさせていただきます。が、いずれにしましても、やるとしても全額負担、全額医科大学負担、それでもやっぱり問題は終末処理場で残りますので、この問題というのはよく精査、もしもあったら精査をしてもらいたいというふうに思います。

次に、２番目の問題でございます。２番目の問題については、これは広域静苑組合で起きた事件だけれども、市民にとっては新聞紙上に大きく出ましたので、決してこの近辺かいわいの広域行政に関係がないということではないわけです。ここの下水道ではお金を徴収して、そしてそれは夜の一定の飲食ですか、に回すということで、はっきり言って２日目もあるわけですから、飲み過ぎとかあるいはいろんな事件が起きてはやっぱり問題です。最近小さな事件で新聞に載ったのがバスタオルを持ち帰ったり、かばんに入れて持ってきて、やはり辞職しなければならなかった事件もありますけれども、やっぱり酔うと正常ではなくなるということが一番問題ですので、組合の当局がお金を集めてそれを食事代だけならいいのですが、そういうものまで管理するということは問題なので、それはもう議員みんな大人なのですから、個々にやっていただくと、組合の随行者は関係ないのだという方式でやった方がいいのではないかなというふうに思ったのです、それは関係なし。だから、本当は本来ならば、夜でも昼でも視察中に関係はないわけです。というのは、日当をいただいているわけです。行くと日当が出ます。それなりの研修をするという任務もあります。ですから、ぜひ下水道組合はそういう精査を、お手本をほかの組合に先駆けてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいわけです。

また、入札の問題について、今回の11年度の決算の行政報告資料では、当該議員だった人たちは、ここの組合にはもう嫌になってしまったから来ないという話を、私に言っていきましたので、確かにいないわけです。入札には参加していてもいない。だけれども、11年当時はここに在籍していたのです。しかもそれに落札した業者もいらっしゃるし、また現在でも坂戸市会議員であることには間違いないわけです。その中の方もとっている、入札、落札している人も11年度にいらっしゃるのです。12年度にも入札参加者、私もチェックリストをつくってあるのですけれども、それにもあるのです。やっぱり幾ら広域行政で議員ではないからと言っても、各市に帰れば立派な議員として市民から選ばれた代表、公僕であることに間違いはないのです。そういう議員が入札にどんどん参加して、しかも落札をしていくという、そういう異常なことをまだ下水道議会はやっているわけです。

談合の問題ももちろん問題ですけれども、こういう倫理に欠けた入札はやるべきではないというふうに思いますので、執行当局が襟を正して入札に参加をさせないというようことが必要だと思うのです。それはもう前にも読み上げましたけれども、そうした判例がもう出ているわけです。裁判にかければ判例で、問題でもこの前なんかはもう明らかに違反なのです。だから、そういう点は、執行当局が精査をしていくということで、ぜひ頑張ってお願いしたいと思いますので、当たり前のことですから、よろしくお願い申し上げます。

政治倫理条例の制定については、問題が起きたときには大宮市でも、また議長選の収賄事件でほかの市町村でも最近新聞に載って、そういう倫理条例などつくる動きが出ております。何か問題がないと、なかなか腰が上がらないというのも悪いくせですけれども、何もなくてもやっぱり政治倫理条例をぜひつくって、市民の皆さんに議員がまじめにみずからを制しているのだというところを見せたり、執行部がみずからを制しているのだというところを見せることが大事だと思いますので、ご答弁をよろしくお願いします。

三つ目の石井水処理センター工事の問題ですけれども、当時でも10％の物価上昇シェアを見込んでいて、それに加えて23％近い値上げを行って、非常にこの明電舎あるいは日本下水道事業団のほかの事業も問題があると指摘をしてまいりましたが、その後こうした事件が全国的に浮上しまして、現在係争中なのですけれども、当時は下水道組合としても、こういう下水道の企業体で要求していくのだというところまで行ったのです。それがだんだん後退して市民訴訟に任せるということなのですけれども、やっぱりみずからを制していくことも大事なので、今後こういう、先ほども中島議員の方からも指摘がありましたけれども、多額なそういう発注問題あるいは工事に関しては、たとえ法律で縛られていなくてもそれに準ずる内容であれば議会に明らかにし、市民に明らかにしていくということは当然のことだというふうに思いますので、そういった問題も含めてご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　池畑事務局長、答弁。

○事務局長（池畑勝一君）　初めに、１点目の接続の方の状況でございます。調査についてはしているかというふうなことでございますけれども、11月30日現在で未接続につきましては2,768件ございまして、調査をいたしております。これらの課題につきましても、指定工事店あるいは説明会等を通じましてＰＲの方をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、借り入れの問題につきましてですが、先ほど来ご答弁申し上げておりますけれども、1,300のうち1,100まで来ておりまして、あと300の中には区画整理区域内で事業化になって、そういった中でも処理している区域部分がその1,000の中に入っておりまして、今後区画整理区域内でもって事業化になっておりまして、まだ入っていない地域についてはカウントの中に入っていません。そういうことで、ある程度全体的に1,300に近い整備になってきております。そういうことでその辺の計画決定までは、当然当面はやっていかなくてはならないかなというふうなことで、近隣の先ほども財政状況あるいは起債の状況等も申し上げましたけれども、構成両市の方と協議しながら、その辺についてやっていきたいと思います。

なお、西坂戸の地域まで本管が延びるわけでございますけれども、あれを単独で処理していくには、まだまだ全体的に改修の方をしていかないとできないわけですし、将来的には、県内の調整区域まで最終的には含めるというのが流総の計画というふうなことになっておりまして、そうなった場合にはその中間に

あります調整区域も取り込む必要があろうかと、そうした場合には当然本管等も延伸していかなくてはなりませんので、今後そういった中で十分検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、３点目の医大の件でございますけれども、私どもは坂戸市と鶴ヶ島市の区域でございまして、これにつきましては日高市と毛呂山町でございますので、調整区域でございますけれども、そちらの方が処理区域というふうになっておりますので、当然こちらの方へ持ってくるというふうなことについては考えられないわけでございますので、ご理解願いたいと思います。

それから、政治倫理関係でございますけれども、視察研修につきましては、今後とも正常に実施されていくものと考えておりますので、ご理解願います。

入札関係でございますけれども、今までにもご答弁を申し上げておりますが、議員の兼業禁止の内容かと思いますが、指名参加願に添付されております定款等で役員等にまず入っているかどうかにつきまして、一定の事項につきましては調査確認をいたしておりまして、兼業の禁止規程に抵触していないということで判断をいたしておりますので、ご理解願いたいと思います。

次に、倫理条例の関係でございます。倫理条例につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、組合といたしましては、他団体と構成団体の対応を引き続き見守ってまいりたいというふうに考えております。

最後の水処理センター関係の裁判の方の関係でございます。現在全国で18団体において同様な訴訟が起こされているようですが、いずれにいたしましても組合とすると、他団体の動向も見守っていきたいというふうに考えております。なお、次回の公判につきましては、来年の２月26日に行うことが決まっております。

以上です。

○議長（高橋信次君）　８番、松村和子議員。

○８番（松村和子君）　８番、松村です。再々質問を行います。

ただいまご答弁いただきまして、まだまだ先の問題なので、今後西坂戸地域の方のことについては検討と言われましたので、今回の議会の中で多くの議員が心配している負債、多額の負債を抱えて今後どうしたらいいかという問題ともあわせて、この下水道についても転換を迫られる時期に来ているということで、私も前から申し上げましたようにリサイクルをしていける、そういう社会をつくらなくてはいけないということで、鶴ヶ島市もリサイクル都市宣言を行っております。今のような形でいきますと、やっぱりむだな経費がたくさんかかる場合もございますので、今後は調整地域まで取り入れるというそのことについても検討していかなければいけない時代に来たのではないかと思いますので、ぜひこれは、今回下水道組合は今のところ執行部、管理者と副管理者答弁がありませんけれども、方向転換を検討していっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

問題は、入札の問題です。これは、何度も私、執拗に取り上げてまいりましたが、相変わらず役員をしていないからということですけれども、やはりそれなりにその企業にウエートを持つ、役職にあって、たとえ社長をやっていなくてもそれなりの権利があると、権限があるという人がいた場合は、やはりこれ違法なのです。そういう立場に立てば、両市の議員が報告書にまで入札で載るような会社名が出てくるということ自体、私は異常だと思うのです。そういうことのないように、これはやっぱり今後とも精査をお願

いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋信次君）　一般質問を終結いたします。

◇

◎議長のあいさつ

○議長（高橋信次君）　以上をもって今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。本日は、大変お寒い中、また師走の何かとお忙しい中にもかかわりませず、全員の議員さんのご出席をいただきまして、平成12年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の定例会が開会ができましたことに対しまして、暑く御礼を申し上げる次第でございます。４議案につきましてご審議をいただき、それぞれ適切なご結論をお出しいただいたことに対しましても厚く御礼を申し上げる次第でございます。

あと10日ほどで20世紀も終わろうとしております。どうか皆様方におかれましては、ご健勝で輝かしい21世紀を迎えられますようお祈りを申し上げまして、御礼のごあいさつにかえさせていただきたいと思います。きょうは大変ありがとうございました。

◇

◎管理者のあいさつ

○議長（高橋信次君）　管理者からあいさつのため、発言を求められておりますので、これを許します。

伊利管理者。

○管理者（伊利　仁君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げさせていただきます。

議員各位には、長時間にわたりまして慎重ご審議を賜り、それぞれご提案を申し上げました案件につきましては、原案どおりの可決という大変ありがたいご結論を賜りまして、まことにありがとうございました。

なお、いろいろご議論の中におきまして、また一般質問を通しまして議員各位からご指摘いただき、あるいはまた貴重なご提言もちょうだいをいたしたところでございます。私ども議員各位のその思いをしっかり胸に体しながら、今後とも本事業の健全なる運営につきまして万全を期してまいる決意でございますので、どうぞ変わらざるご指導を賜りますようにお願いを申し上げる次第でございます。

さて、記念すべき2000年もあと数日で暮れようといたしております。昨日は冬至ということでございまして、ユズ湯にお入りになった方もいらっしゃると思うのでありますけれども、先ほど来のご議論の中でもそれぞれ長引く景気のこの低迷、そしてまた財政の厳しさ、あるいはまた市民生活の厳しさということがそれぞれ議員各位からお話もございました。「一陽来復」という言葉がございますけれども、何としても一日も早く冬が去り、春が来る、この当時の思いの中でそんな願いを持っておるものでございます。師

走に入りますと光陰の過ぎゆく等、いつもいつも感じるところでありますけれども、私は「自己虚しく渡らず、人虚しく渡らず」という言葉を時々自分の胸に言い聞かせながら、自分の身を律しながら与えられた責務に取り組んでおるわけでございます。

どうぞ輝ける21世紀がこの両市にとりまして、そしてまた本坂戸、鶴ヶ島下水道事業の進展に輝ける年になりますようにご祈念申し上げ、議員各位のご厚情に重ねて御礼を申し上げまして、ごあいさつにさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

◇

◎閉会の宣告　（午後　２時２９分）

○議長（高橋信次君）　これをもって平成12年12月第４回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。

ありがとうございました。

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　高　　橋　　信　　次

署　名　議　員　　高　　沢　　良　　夫

署　名　議　員　　藤　　原　　建　　志